

議会運営委員会の概要

1 山形県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定に係る発議（案）について

- ・議事調査課長から、資料「山形県議会常任委員会条例の一部を改正する条例の制定について」及び「新旧対照表」により、改正概要の説明がなされ了承された。
- ・奥山委員長から、本件については、本日の本会議に提出したい旨の説明があり了承された。

2 議会運営委員会発議の意見書案（案）について

- ・奥山委員長から、議会運営委員会発議の資料「新型コロナウイルス感染症対策の強化を求める意見書（案）」について、本委員会として本日の本会議に提出したい旨の説明があり了承された。

3 常任委員会発議の意見書（案）について

- ・政策調査室長から、常任委員会発議の資料「持続可能な除雪体制の構築を求める意見書」（案）」について、説明がなされた。
- ・奥山委員長から、本委員会として本日の本会議に提出することについて了承された。

4 3特別委員会の審査調査の終了について

- ・政策調査室長から、3月13日の3特別委員会において審査調査の終了が決定された旨の報告がなされた。
- ・奥山委員長から、本日の本会議で3特別委員長からの調査終了報告の後、3特別委員会の廃止を諮ることについて了承された。

5 議事日程 第8号について

- ・議事調査課長から、資料「会議順序表」及び「議事日程（第8号）」により本日の議事日程等の説明があり、了承された。

6 山形県議会先例集の一部改正について

- ・議事調査課長から、資料「山形県議会先例集の一部改正（案）新旧対照表」により改正内容の説明があり、了承された。

7 山形県議会政策提言要綱の一部改正について

- ・政策調査室長から、資料「山形県議会政策提言要綱の一部改正について（案）」により改正内容の説明があり、了承された。

8 令和元年度議会政策提言について

- ・金澤議長から、昨日開催された政策提言会議において資料「政策提言」のとおり決定したことが報告されるとともに、本日の本会議終了後、議場において知事に手交する旨の発言がなされた。

9 その他

(1) 山形県議会機能強化推進会議の廃止について

- ・奥山委員長から、山形県議会機能強化推進会議については、12月定例会で調査結果や提言の提出があり、同提言に沿った形で議会政策提言要綱等の改正が終了したことから、同会議を廃止することが諮られた承された。

(2) 今後専決処分を必要とする事項について

- ・総務部長から、資料「今後専決処分を必要とする事項」により説明があり了承された。

(3) 新型コロナウイルス感染症への対応等について

- ・防災くらし安心部長から、資料「新型コロナウイルス感染症への対応等」により説明がなされた。

【主な質疑】

野川委員 マスクについて、今の報告では、県内医療機関に約2万7千枚を配布予定ということであったが、医療機関の次に必要としている介護施設等には、どのような対応を考えているのか。国の発表では介護施設という言葉も度々出てきており、いずれ配布先になると思っているが、山形県の対応はどうか。

健康福祉部長 先ほど説明のあった約2万7千枚のマスクは、まず医療機関から配布するということである。その他、防災くらし安心部長の説明のとおり、政府が調達したマスクも届く予定なので、この配布で医療機関分がある程度満たされた段階になれば、他にも回せるようになるのではないかと考えている。

このほか、国では布製のマスク約2千万枚を一括購入し、介護施設や障がい者施設、保育所等々に配られるように手配中と聞いている。

こうした状況も見ながら、また現場の状況などもお聞きしながら、マスクの確保に取り組んで参りたいと思います。

森谷委員 商工労働観光常任委員会でも話題提供があったが、飲食店やホテル関係で自粛の状況が続いている。無利子融資などの支援策などがあるが、先が見えない中で山形県でもこのままの状況で自粛を続けていくのか。秋田県知事は「意味のない自粛は困る」という話もしている。こうした点についての考えはあるのか。

防災くらし安心部長 政府では、3月9日の専門家会議を受け、3月10日に首相が10日程度の継続を要請している。3月19日前後に専門家会議が開催され、政府では同会議の意見を踏まえた上でその後の方針を検討していくと聞いている。県として、こうした政府の動きを踏まえながら対応を検討していく。

10 次回議運開催日時

3月18日（水） 午前10時

11 本日の開議時刻

議会運営委員会終了後、直ちに開議することが決定された。

議 会 運 営 委 員 会 協 議 事 項

令和2年3月17日（火）

午 前 10 時

- 1 山形県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定に係る発議（案）について
- 2 議会運営委員会発議の意見書（案）について
- 3 常任委員会発議の意見書（案）について
- 4 3特別委員会の審査調査の終了について
- 5 議事日程第8号について
- 6 山形県議会先例集の一部改正について
- 7 山形県議会政策提言要綱の一部改正について
- 8 令和元年度議会政策提言について
- 9 その他
- 10 次回議運開催日時
3月18日（水）午前10時
- 11 本日の開議時刻

発議第1号

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について（案）

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例

山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「企画振興部」を「みらい企画創造部」に改め、同項第3号中「子育て推進部」を「子育て若者応援部」に改め、同項第5号中「商工労働部」を「産業労働部」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の山形県議会委員会条例（以下「旧条例」という。）第2条第1項第1号に規定する総務委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ改正後の山形県議会委員会条例（以下「新条例」という。）第2条第1項第1号に規定する総務委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとし、この条例の施行の際現に旧条例第2条第1項第5号に規定する商工労働観光委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ新条例第2条第1項第5号に規定する商工労働観光委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとする。

3 この条例の施行の際現に旧条例第2条に規定する常任委員会に付託されている事件は、それぞれ新条例第2条の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会に付託されたものとする。

以上の議案を、地方自治法第109条第6項及び山形県議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和2年3月17日

山形県議会議長 金 澤 忠 一 殿

提出者 山形県議会議会運営委員長 奥 山 誠 治

（提案理由）

山形県部設置条例の一部改正に伴い、山形県議会委員会条例の一部を改正する必要があるため提案するものである。

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 委員8人 総務部、<u>企画振興部</u>、<u>防災くらし安心部</u>及び会計局の分掌に属する事項並びに選挙管理委員会、人事委員会及び監査委員の所管に属する事項 他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) 一略一</p> <p>(3) 厚生環境委員会 委員7人 環境エネルギー部、<u>子育て推進部</u>及び健康福祉部の分掌に属する事項並びに病院事業局の所管に属する事項</p> <p>(4) 一略一</p> <p>(5) 商工労働観光委員会 委員7人 <u>商工労働部</u>及び観光文化スポーツ部の分掌に属する事項並びに労働委員会の所管に属する事項</p> <p>(6) 一略一</p> <p>2 一略一</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 委員8人 総務部、<u>みらい企画創造部</u>、<u>防災くらし安心部</u>及び会計局の分掌に属する事項並びに選挙管理委員会、人事委員会及び監査委員の所管に属する事項 他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) 一略一</p> <p>(3) 厚生環境委員会 委員7人 環境エネルギー部、<u>子育て若者応援部</u>及び健康福祉部の分掌に属する事項並びに病院事業局の所管に属する事項</p> <p>(4) 一略一</p> <p>(5) 商工労働観光委員会 委員7人 <u>産業労働部</u>及び観光文化スポーツ部の分掌に属する事項並びに労働委員会の所管に属する事項</p> <p>(6) 一略一</p> <p>2 一略一</p>

意見書(案)

新型コロナウイルス感染症対策の強化を求める意見書

中華人民共和国湖北省武漢市において発生した新型コロナウイルスによる感染症は、世界保健機関(WHO)が世界的大流行を意味するパンデミックにあたりと発表するなど、急速な勢いで世界中に感染が拡大している。

我が国においても、国内への新型コロナウイルスの侵入を防ぐため水際対策の強化を図ってきたところであるが、人から人への感染が確認され各地で感染経路を特定できない症例も報告されるなど、予断を許さない状況となっている。

本県においても、県民生活の各分野に様々な影響が生じ事態の収束が見えない中、新たな感染が確認されるたび、県民の不安は増大する一方であり、国と地方公共団体が一体となった迅速かつ適切な対応が強く求められている。

よって、国においては、何よりも国民の命と健康を守ることを最優先に、感染拡大の防止策などを総合的かつ強力に推進するため、下記の措置を講じられるよう、強く要望する。

記

- 1 高まる不安に対応するため、国民及び地方公共団体に対して、正確かつ詳細な情報提供を迅速に行うとともに、相談体制の充実を図ること。また、感染者や濃厚接触者等の情報公開について、風評被害防止や人権保護にも配慮した統一的な対応方針を提示すること。
- 2 ワクチンの開発・製造を早急に進めるとともに、治療法を速やかに確立すること。また、マスク、防護服、検査キット、消毒液等の医療物資が不足することがないように、国の責任において必要量を確保すること。
- 3 国内における感染拡大防止のために、診察及び検査が適切に行えるよう、実施に必要な診察・検査体制や医療物資の整備、多言語に対応できる受診体制の構築など地方における医療体制の強化を支援すること。
- 4 感染拡大等によりキャンセルが相次ぐ観光関連産業や、部品調達など中国との関連がある企業をはじめ、大規模イベントの自粛などにより地域経済への影響が発生していることから、中小企業や小規模事業者へのさらなる支援策や雇用対策など機動的に必要な対策を講じること。なお、感染が終息した場合には、速やかな回復に向けた消費喚起策を実施すること。
- 5 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における臨時休業に伴う児童生徒や学校に生じる影響に対し万全の対応を行うとともに、これによって生じる保護者や放課後児童クラブなど関連する事業者及び地方公共団体の負担について万全の対策を講じること。
- 6 地方公共団体が実施する新型コロナウイルス感染症対策への財政支援を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣 あて
文部科学大臣

厚生労働大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
経済再生担当大臣

山形県議会議長 金澤 忠一

以上、発議する。

令和2年3月17日

提出者 山形県議会議会運営委員長 奥山 誠治

意見書(案)

持続可能な除雪体制の構築を求める意見書

冬期間の安全で円滑な道路交通の確保のための雪対策は、積雪寒冷地域の経済活動や地域住民が安全・安心に暮らせる生活環境の確保にとって必要不可欠である。

国においては、これまで積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(以下「雪寒法」という。)に基づき、道路管理者が実施する除雪、防雪及び凍雪害の防止に関する事業に対し補助することにより、冬期間の安全・安心な道路交通の確保に寄与している。

本県においては、過疎化や高齢化の進行により除雪作業の担い手不足が深刻化するとともに、近年の労務単価や諸経费率の上昇に加え、雪寒法に基づく国費の配分額が不足している状況にあり、雪国の自治体では道路交通の確保のための単独費投入が多大な財政負担となっている。

このような中、冬期間の安定した除雪事業を実施するには、降雪の有無に関わらず、除雪オペレーターの確保や除雪機械の整備が必要であるが、今冬の記録的な少雪により、除雪車稼働率が過去5年に比べ極端に低下するなど、今後の継続した除雪体制の維持が危惧される。

よって、国においては、持続可能な除雪体制の構築に向けて、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 雪対策経費の確実かつ十分な予算を確保すること。
- 2 少雪時でも安定した除雪体制が維持されるよう、冬期間における除雪オペレーター確保のための人件費や除雪機械維持に係る経費について雪寒法の対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 へ
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣

山形県議会議長 金澤 忠一

以上、発議する。

令和2年3月17日

提出者 山形県議会建設常任委員長 柴田 正人

会 議 順 序 表

[議事日程第8号]

令和2年3月17日(火)

	会 議 ・ 議 事 順 序	採決方法												
1	○ 議会運営委員会 (議事日程第8号、その他)													
2	<p style="text-align: center;">< 開 議 ></p> ○ 議案上程 (議第79号及び議第80号の2件) ○ 常任委員長報告 厚生環境 常任委員長 農林水産 常任委員長 商工労働観光 常任委員長 建設 常任委員長 ○ 採決	簡 易												
3	○ 山形県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての 発議案上程・採決 (発議第1号)	簡 易												
4	○ 意見書案上程・採決 (発議第2号及び発議第3号)	簡 易												
5	○ 子ども育成・若者定着支援対策特別委員会の調査終了報告について ○ 防災減災・県土強靱化対策特別委員会の調査終了報告について ○ 産業振興・人材活用対策特別委員会の調査終了報告について													
6	○ 子ども育成・若者定着支援対策特別委員会の廃止について、防災減災・県土強靱化対策特別委員会の廃止について及び産業振興・人材活用対策特別委員会の廃止について上程・採決 < 散 会 >	簡 易												
7	○ 本会議終了後の日程 <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">時 間</th> <th style="width: 30%;">委 員 会 等</th> <th style="width: 40%;">場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 会 議 終 了 後</td> <td>知事への政策提言</td> <td>議 場</td> </tr> <tr> <td>知事への政策提言終了後</td> <td>予算特別委員会</td> <td>予算特別委員会室</td> </tr> <tr> <td>予算特別委員会終了後</td> <td>各 常 任 委 員 会</td> <td>各 委 員 会 室</td> </tr> </tbody> </table>	時 間	委 員 会 等	場 所	本 会 議 終 了 後	知事への政策提言	議 場	知事への政策提言終了後	予算特別委員会	予算特別委員会室	予算特別委員会終了後	各 常 任 委 員 会	各 委 員 会 室	
時 間	委 員 会 等	場 所												
本 会 議 終 了 後	知事への政策提言	議 場												
知事への政策提言終了後	予算特別委員会	予算特別委員会室												
予算特別委員会終了後	各 常 任 委 員 会	各 委 員 会 室												

議 事 日 程 (第 8 号)

令和2年3月17日(火) 午前10時開議

- 第 1 議第79号 令和元年度山形県一般会計補正予算 (第6号)
- 第 2 議第80号 令和元年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算 (第4号)
- 第 3 発議第1号 山形県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 発議第2号 新型コロナウイルス感染症対策の強化を求める意見書
- 第 5 発議第3号 持続可能な除雪体制の構築を求める意見書
- 第 6 子ども育成・若者定着支援対策特別委員会の調査終了報告について
- 第 7 防災減災・県土強靱化対策特別委員会の調査終了報告について
- 第 8 産業振興・人材活用対策特別委員会の調査終了報告について
- 第 9 子ども育成・若者定着支援対策特別委員会の廃止について
- 第 10 防災減災・県土強靱化対策特別委員会の廃止について
- 第 11 産業振興・人材活用対策特別委員会の廃止について

山形県議会先例集の一部改正（案）新旧対照表

（令和2.3.17議運）

現 行							改 正 案							
別表一 代表質問及び一般質問 （<u>令元・五・二十八議運</u>）							別表一 代表質問及び一般質問 （<u>令二・三・ 議運</u>）							
1及び2 ー略ー							1及び2 ー略ー							
3 各定例会ごとの会派別質問者数は、次のとおりとする。							3 各定例会ごとの会派別質問者数は、次のとおりとする。							
会 派 別	自由民主党	県政クラブ	日本共産党 山形県議団	公明党	無所属	計	会 派 別	自由民主党	県政クラブ	日本共産党 山形県議団	公明党	無所属	計	
6月	代表質問	1	1			2	6月	代表質問	1	1			2	
	一般質問	2	1			3		一般質問	2	1			3	
9月	代表質問	1	1			2	9月	代表質問	1	1			2	
	一般質問	2	1	1		4		一般質問	2	1	1		4	
12月	代表質問	1	1			2	12月	代表質問	1	1			2	
	一般質問	2	1			3		一般質問	2	1			3	
2月	代表質問	1	1			2	2月	代表質問	1	1			2	
	一般質問	4	1		<u>1</u>	6		一般質問	4	1		<u>1</u>	<u> </u>	6
計	代表質問	4	4			8	計	代表質問	4	4			8	
	一般質問	10	4	1	<u>1</u>	16		一般質問	10	4	1	<u>1</u>	<u> </u>	16
総 計		14	8	1	<u> </u>	24	総 計		14	8	1	<u>1</u>	<u> </u>	24
4 ー略ー							4 ー略ー							
5 各定例会ごとの会派別一般質問の発言順序は、次のとおりとする。							5 各定例会ごとの会派別一般質問の発言順序は、次のとおりとする。							
定例会	質問者数	質 問 順 序					定例会	質問者数	質 問 順 序					
6月	3	自由民主党、県政クラブ、自由民主党					6月	3	自由民主党、県政クラブ、自由民主党					
9月	4	自由民主党、県政クラブ、日本共産党山形県議団、自由民主党					9月	4	自由民主党、県政クラブ、日本共産党山形県議団、自由民主党					
12月	3	自由民主党、県政クラブ、自由民主党					12月	3	自由民主党、県政クラブ、自由民主党					
2月	6	自由民主党、 <u>無所属</u> 、自由民主党、自由民主党、 県政クラブ、自由民主党					2月	6	自由民主党、 <u>公明党</u> 、自由民主党、自由民主党、 県政クラブ、自由民主党					

別表二

予算特別委員会及び決算特別委員会

(令元・五・二十八議運)

1及び2 一略一

3 予算特別委員会における各定例会ごとの会派別質疑者数は、次のとおりとする。

会 派 別	自由民主党	県政クラブ	日本共産党 山形県議団	公明党	無所属	計
6月定例会	5	1	1		1	8
9月定例会	5	2			1	8
12月定例会	5	2			1	8
2月定例会	5	2		1		8
計	20	7	1	1	3	32

4 予算特別委員会における各定例会ごとの会派別質疑順序は、次のとおりとする。

定例会	質疑者数	質 疑 順 序
6月	8	自由民主党、日本共産党山形県議団、自由民主党、自由民主党、無所属、自由民主党、県政クラブ、自由民主党
9月	8	自由民主党、県政クラブ、自由民主党、自由民主党、 <u>無所属</u> 、自由民主党、県政クラブ、自由民主党
12月	8	自由民主党、県政クラブ、自由民主党、自由民主党、無所属、自由民主党、県政クラブ、自由民主党
2月	8	自由民主党、県政クラブ、自由民主党、自由民主党、 <u>公明党</u> 、自由民主党、県政クラブ、自由民主党

5 一略一

別表二

予算特別委員会及び決算特別委員会

(令二・三・ 議運)

1及び2 一略一

3 予算特別委員会における各定例会ごとの会派別質疑者数は、次のとおりとする。

会 派 別	自由民主党	県政クラブ	日本共産党 山形県議団	公明党	無所属	計
6月定例会	5	1	1		1	8
9月定例会	5	2		1		8
12月定例会	5	2			1	8
2月定例会	5	2			1	8
計	20	7	1	1	3	32

4 予算特別委員会における各定例会ごとの会派別質疑順序は、次のとおりとする。

定例会	質疑者数	質 疑 順 序
6月	8	自由民主党、日本共産党山形県議団、自由民主党、自由民主党、無所属、自由民主党、県政クラブ、自由民主党
9月	8	自由民主党、県政クラブ、自由民主党、自由民主党、 <u>公明党</u> 、自由民主党、県政クラブ、自由民主党
12月	8	自由民主党、県政クラブ、自由民主党、自由民主党、無所属、自由民主党、県政クラブ、自由民主党
2月	8	自由民主党、県政クラブ、自由民主党、自由民主党、 <u>無所属</u> 、自由民主党、県政クラブ、自由民主党

5 一略一

山形県議会政策提言要綱の一部改正について（案）

<要綱改正のポイント>

- 1 政策提言会議の所掌事項から3特別委員会の調査事件案の決定を削除すること。

（関係条文 第3条、第4条）

- 2 政策責任者協議会の構成員を変更すること。
（議会運営委員会の正副委員長と3特別委員会の正副委員長の8人。
必要に応じて交渉団体の政務調査担当者の出席を求める。
座長は、議会運営委員会委員長に変更。）

（関係条文 第7条、別表）

- 3 政策責任者協議会の所掌事項に政策提言の充実に向けた諸事業の企画・立案を追加すること。

（関係条文 第7条）

- 4 第4条の削除に伴う条の繰上げ等その他規定の整備。

（関係条文 第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、）

- 5 改正後の要綱は、令和2年4月1日から施行。

山形県議会政策提言要綱 新旧対照表（案）

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、山形県議会（以下「議会」という。）における政策提言の実施に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(政策提言)</p> <p>第2条 議会は、山形県の発展に資する具体的な施策を議会の総意として取りまとめ、これを知事に対して提言するものとする。</p> <p>(政策提言会議)</p> <p>第3条 議会の政策提言を決定し、知事に対して提言するための組織として、山形県議会政策提言会議（以下「提言会議」という。）を置く。</p> <p>2 提言会議は全議員をもって構成する。</p> <p>3 提言会議に議長を置き、議会の議長をもって充てる。</p> <p>4 提言会議の議長は、提言会議を代表する。</p> <p>5 <u>提言会議は、次の事項を所掌する。</u></p> <p><u>(1) 予算特別委員会及び決算特別委員会並びに災害等のため臨時的に設置される特別委員会を除く特別委員会（以下「3特別委員会」という。）における調査事件案の決定に関すること。</u></p> <p><u>(2) 議会の政策提言の決定に関すること。</u></p> <p>(調査事件案の決定)</p> <p>第4条 <u>3特別委員会における調査事件案は、前年度の2月定例会中に決定するものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、山形県議会（以下「議会」という。）における政策提言の実施に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(政策提言)</p> <p>第2条 議会は、山形県の発展に資する具体的な施策を議会の総意として取りまとめ、これを知事に対して提言するものとする。</p> <p>(政策提言会議)</p> <p>第3条 議会の政策提言を決定し、知事に対して提言するための組織として、山形県議会政策提言会議（以下「提言会議」という。）を置く。</p> <p>2 提言会議は全議員をもって構成する。</p> <p>3 提言会議に議長を置き、議会の議長をもって充てる。</p> <p>4 提言会議の議長は、提言会議を代表する。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

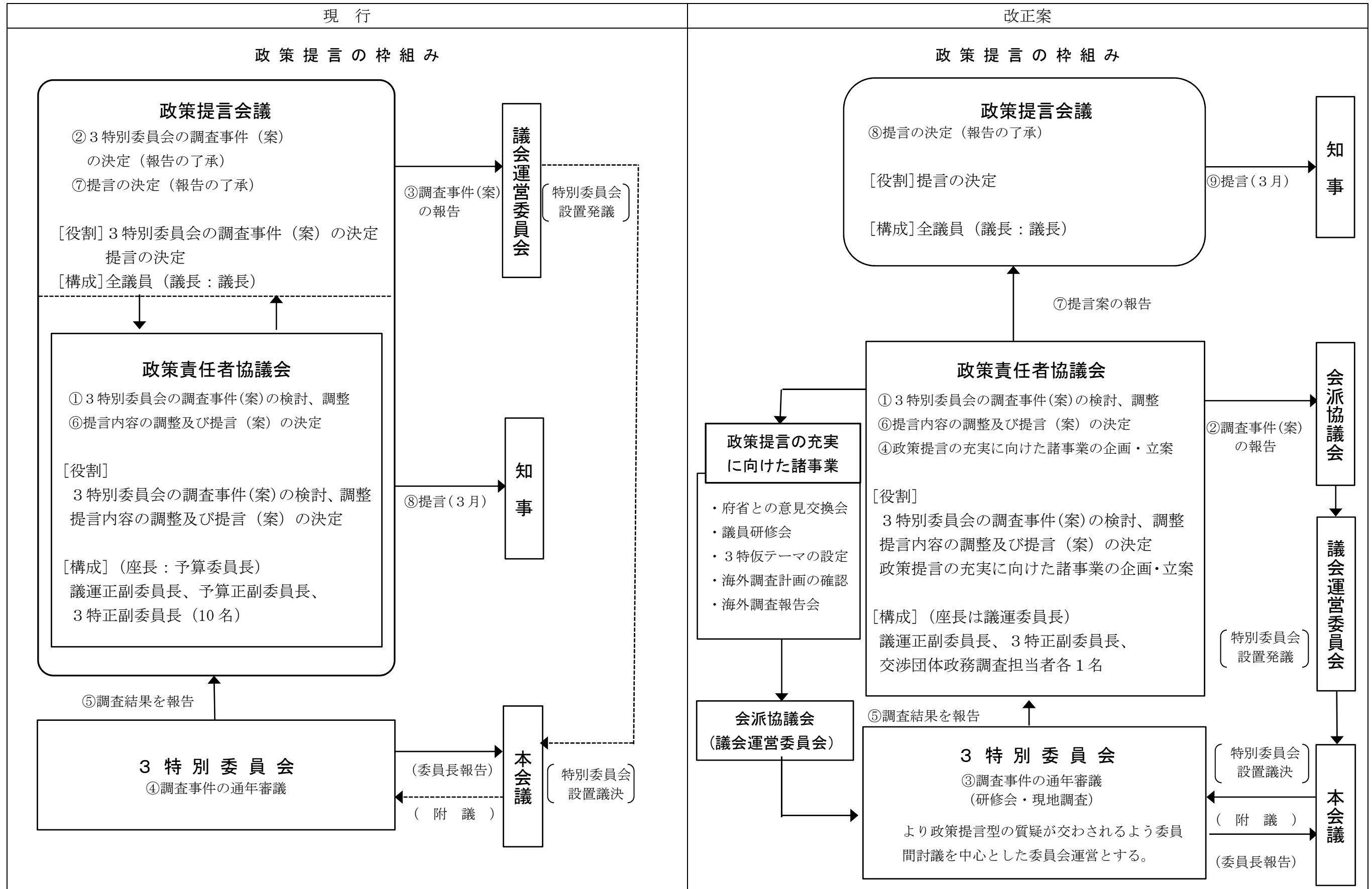
山形県議会政策提言要綱 新旧対照表（案）

現 行	改 正 案
<p>(政策提言の決定)</p> <p><u>第5条</u> 政策提言は、3特別委員会における調査事件の審査・調査の結果を踏まえ、2月定例会中に決定するものとする。</p> <p>2 議長は、決定した政策提言を議会の総意として知事に対して提言するものとする。</p>	<p>(政策提言の決定)</p> <p><u>第4条</u> 政策提言は、<u>予算特別委員会及び決算特別委員会並びに災害等のため臨時的に設置される特別委員会を除く特別委員会（以下「3特別委員会」という。）</u>における調査事件の審査・調査の結果を踏まえ、2月定例会中に決定するものとする。</p> <p>2 議長は、決定した政策提言を議会の総意として知事に対して提言するものとする。</p>
<p>(議会運営委員会への報告)</p> <p><u>第6条</u> 提言会議において<u>3特別委員会における調査事件案を決定したとき、又は政策提言を決定したときは</u>、議長は、議会運営委員会にその内容を報告するものとする。</p>	<p>(議会運営委員会への報告)</p> <p><u>第5条</u> 提言会議において政策提言を決定したときは、議長は、議会運営委員会にその内容を報告するものとする。</p>
<p>(政策責任者協議会)</p> <p><u>第7条</u> 提言会議に政策責任者協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2 協議会の構成員は、<u>別表のとおり</u>とする。</p> <p>3 協議会に座長を置き、<u>予算特別委員会委員長</u>をもって充てる。</p> <p>4 協議会の座長（以下「座長」という。）は、協議会を代表する。</p> <p>5 協議会は、次の事項を所掌する。</p> <p>(1) 3特別委員会における調査事件案の検討・調整に関すること。</p> <p>(2) 議会の政策提言案の検討・調整に関すること。</p>	<p>(政策責任者協議会)</p> <p><u>第6条</u> 提言会議に政策責任者協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2 協議会の構成員は、<u>別表のとおりとし、必要に応じて、交渉団体の政務調査担当者の出席を求めるものとする。</u></p> <p>3 協議会に座長を置き、<u>議会運営委員会委員長</u>をもって充てる。</p> <p>4 協議会の座長（以下「座長」という。）は、協議会を代表する。</p> <p>5 協議会は、次の事項を所掌する。</p> <p>(1) 3特別委員会における調査事件案の検討・調整に関すること。</p> <p>(2) 議会の政策提言案の検討・調整に関すること。</p> <p><u>(3) 政策提言の充実に向けた諸事業の企画・立案に関すること。</u></p>

山形県議会政策提言要綱 新旧対照表（案）

現 行	改 正 案				
<p>(協議会における検討)</p> <p><u>第8条</u> 座長は、必要に応じ、協議会を招集するものとする。</p> <p>2 座長は、<u>協議会における調整結果を提言会議に報告するものとする。</u></p> <p>(会議の公開)</p> <p><u>第9条</u> 提言会議の議事は、原則として公開とする。</p> <p>(その他)</p> <p><u>第10条</u> この要綱に定めるもののほか、政策提言に関し必要な事項は、議長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成24年12月5日から施行する。</p> <p>2 山形県議会政策提言実施要綱（平成16年6月11日議会運営委員会決定）は、廃止する。</p> <p>別表</p> <p>政策責任者協議会の構成員</p> <table border="1" data-bbox="91 1316 1034 1465"> <tr> <td data-bbox="91 1316 320 1465">構 成 員</td> <td data-bbox="320 1316 1034 1465">議会運営委員会の委員長及び副委員長 予算特別委員会の委員長及び副委員長 3特別委員会の委員長及び副委員長</td> </tr> </table>	構 成 員	議会運営委員会の委員長及び副委員長 予算特別委員会の委員長及び副委員長 3特別委員会の委員長及び副委員長	<p>(協議会における検討)</p> <p><u>第7条</u> 座長は、必要に応じ、協議会を招集するものとする。</p> <p>2 座長は、<u>3特別委員会における調査事件案の調整結果を会派協議会に、政策提言案の調整結果を提言会議に、それぞれ報告するものとする。</u></p> <p>(会議の公開)</p> <p><u>第8条</u> 提言会議の議事は、原則として公開とする。</p> <p>(その他)</p> <p><u>第9条</u> この要綱に定めるもののほか、政策提言に関し必要な事項は、議長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成24年12月5日から施行する。</p> <p>2 山形県議会政策提言実施要綱（平成16年6月11日議会運営委員会決定）は、廃止する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表</p> <p>政策責任者協議会の構成員</p> <table border="1" data-bbox="1137 1316 2080 1417"> <tr> <td data-bbox="1137 1316 1364 1417">構 成 員</td> <td data-bbox="1364 1316 2080 1417">議会運営委員会の委員長及び副委員長 3特別委員会の委員長及び副委員長</td> </tr> </table>	構 成 員	議会運営委員会の委員長及び副委員長 3特別委員会の委員長及び副委員長
構 成 員	議会運営委員会の委員長及び副委員長 予算特別委員会の委員長及び副委員長 3特別委員会の委員長及び副委員長				
構 成 員	議会運営委員会の委員長及び副委員長 3特別委員会の委員長及び副委員長				

山形県議会政策提言要綱 新旧対照表（案）



政策提言

- 提言1 健やかな子どもの成長と若者の活躍に向けた
対策の推進
- 提言2 県民のいのちと暮らしを守る防災減災・県土
強靱化対策の推進
- 提言3 交流人口の拡大と人材の育成・確保を通じた
産業振興対策の推進

令和2年3月17日

山形県議会

目 次

提言にあたって	1
---------	---

提言 1 健やかな子どもの成長と若者の活躍に向けた対策の推進

(子ども育成・若者定着支援対策)

(1) 子どもの健全育成に向けた対策の推進	2
(2) 若者が活躍できる環境の整備	6

提言 2 県民のいのちと暮らしを守る防災減災・県土強靱化対策の推進

(防災減災・県土強靱化対策)

(1) 頻発化・激甚化する自然災害に備えた防災・減災対策の推進	11
(2) 重層的な交通ネットワークの形成	14
(3) 県民のいのちと暮らしを守る施策の推進	16

提言 3 交流人口の拡大と人材の育成・確保を通じた産業振興対策の推進

(産業振興・人材活用対策)

(1) 商工業及び農林水産業をはじめとする産業振興の推進	19
(2) 交流人口拡大に向けた取組みの推進	21
(3) 産業人材の育成と確保に関する取組みの推進	24

※ ()は、所管した特別委員会

提言にあたって

本県議会は、二元代表制の一翼を担い、県の意思を決定する議事機関としての機能、県政の監視及び評価に加え、県民の多様な意思を踏まえ、県勢発展に資するため、議会政策提言を実施している。

今年度は、「令和」という新たな元号と、県づくりの新たな指針となる「第4次山形県総合発展計画」の策定という大きな転換点にあつて、本県が将来にわたり活力を維持し成長し続けられるよう、喫緊の県政課題に着目し、「健やかな子どもの成長と若者の活躍に向けた対策の推進」、「県民の生命を守り持続的な成長を実現する県土強靱化・安全安心対策の推進」、「交流人口の拡大と人材の育成・確保を通じた産業振興対策の推進」の3つの政策提言を取りまとめたところである。

取りまとめにあたっては、「子ども育成・若者定着支援対策」、「防災減災・県土強靱化対策」、「産業振興・人材活用対策」の3つの特別委員会において、外部の専門的知見を活用した研修会の開催や、先進事例の調査、委員間討議を積極的に行いながら、年間を通じて、幅広い角度から審査・調査を行ってきたところである。

知事はじめ執行部におかれては、本提言が議会の総意として取りまとめられたものであることを真摯に受け止め、今後の具体的な施策を推進されるよう強く望むものである。

令和2年3月 日

山形県議会議長 金澤 忠一

提言 1 健やかな子どもの成長と若者の活躍に向けた対策の推進

(子ども育成・若者定着支援対策)

(1) 子どもの健全育成に向けた対策の推進

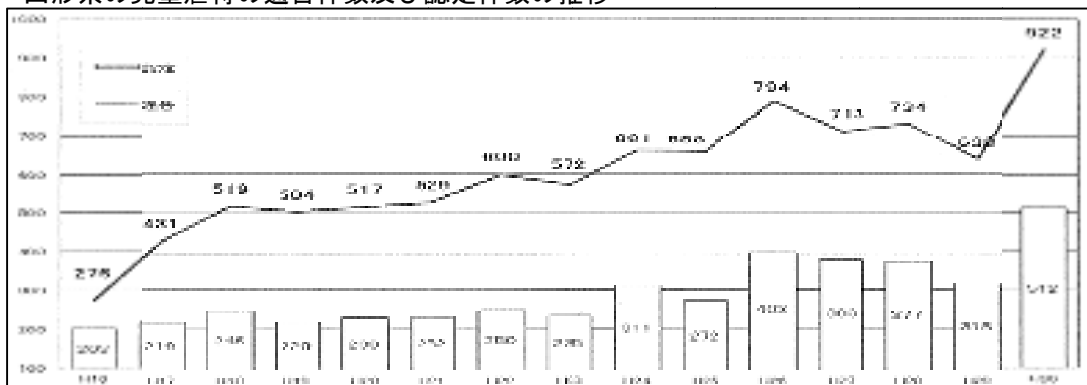
<提言>

- ① 児童虐待防止対策については、市町村や警察との連携を強化し、児童福祉司の増員及びその職務遂行能力の向上を図るため、スーパーバイザーを増員するとともに、退職警察官や退職教員の活用により児童相談所の体制の強化を図ること。
- ② 発達障がいのある子どもには、幼児期に早期発見する機会を作り早期に療育に結び付けることが重要であることから、5歳児健診の必要性の検討や、診療までの待機期間が長期化しているため診療に対応できる医療機関を確保するなど、相談・支援体制の充実を図ること。
- ③ 保育士不足を解消するためには、保育士の処遇改善や保育所等の業務改善が重要であることから、住宅補助や修学資金等の貸付けの更なる充実、保育所等のICT化の推進を図ること。
- ④ 代替教員不足により児童・生徒の教育に影響が出ることを避けるため、登録制度の充実や、退職教員への働きかけの強化及び教員免許更新時の支援等により、代替教員の確保を図ること。また、適切な正規教員の確保に努め、教員が児童・生徒に向き合える時間の確保に向けて、統合型校務支援システムの導入や部活動の教員負担の軽減等を図ること。

<現状>

- 県内における児童虐待と認定された件数は、平成16年度以降200件を超える件数で推移しており、30年度は、東京都目黒区や千葉県野田市で起きた虐待死事件の報道等を通じた県民の児童虐待に対する関心の高まりにより、通告件数が922件（前年比44.5%増）、認定件数が512件（前年比61.0%増）と大幅に増加し過去最高となっている。

山形県の児童虐待の通告件数及び認定件数の推移



※ 通告件数：虐待の疑いも含む通告を受けた件数
※ 認定件数：調査の結果、虐待と認定された件数

出典：県子育て推進部作成資料

- 平成 30 年 12 月に策定された国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」により業務量を踏まえ、児童福祉司の人口当たり配置標準が、児童相談所の管轄区域人口 4 万人に対し 1 人から 3 万人に対し 1 人に見直され、県の児童福祉司の数は現在の 29 人から令和 4 年度までに計画的に増員となる見込みである。
- 虐待されている児童や支援を要する児童等の早期発見、早期対応について、平成 24 年に知事、教育長、県警本部長との間で「児童虐待の早期発見及び被害児童の安全確保に向けた連携に関する覚書」を締結し、各機関が相互連携・連絡を図りながら対応するとともに、30 年 7 月に厚生労働省及び警察庁から「児童虐待への対応における警察との連携の強化について」が各都道府県の児童福祉所管部署、警察本部に発出されたことを受け、情報共有する基準を明確にした合意書を県子育て推進部と県警察本部生活安全部とで取り交わしている。
- 本県の発達障がい者支援センターにおける平成 29 年度の相談件数は 1,696 件と 25 年度と比較して 182 件、12.0%の増加となっている。また、29 年度の未就学児の初診予約数は 339 人と 25 年度と比較して 110 人、48.0%の増加となっている。

県立こども医療療育センターに設置している発達障がい者支援センターでの相談件数

	平成25年度	平成29年度	増減数	増減率
延件数	1,514件	1,696件	182件	12.0%

県立こども医療療育センターにおける発達障がい初診予約数

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
未就学児	229人	276人	264人	267人	339人
就学児	73人	73人	79人	97人	84人
計	302人	349人	343人	364人	423人

出典：県健康福祉部「第 5 次山形県障がい者計画」

- 鳥取県、栃木県のそれぞれ約 1,000 人に 5 歳児健診を行った国の軽度発達障害児に関する調査によると、軽度発達障がい児の出現頻度は 9.3%と 8.2%であったが、その半数以上が 3 歳児健診では何ら発達上の問題が指摘されていなかった。
- 県内の法定健診（1 歳 6 か月及び 3 歳）以外の乳幼児健診の実施状況は、3 ～ 5 か月健診は全市町村、6 ～ 12 か月健診は 22 市町村、5 歳児健診は 8 町村となっている。

- 県内保育所等の入所状況は、保育所や認定こども園等の整備により、平成31年4月1日現在で26,222人と、前年比633人増となった。一方、待機児童数は、3歳未満児を中心とした利用申込みが増加し受け入れ枠を上回るようになったことなどから、山形市、山辺町及び米沢市において計45人となった。

保育所等利用児童数及び待機児童数の推移

各年4月1日現在

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
利用児童数	21,160	21,319	22,623	23,771	24,986	25,589	26,222
うち0～2歳児	7,940	8,148	8,908	9,617	10,184	10,619	10,816
待機児童数	77	0	0	0	67	46	45
うち0～2歳児	67	0	0	0	67	43	43

※利用児童数：特定教育・保育施設及び地域型保育施設の利用児童数

出典：県子育て推進部作成資料

- 保育士確保の取組みについては、これまでも保育を学ぶ学生を対象とした修学資金の貸付けや、潜在保育士が県内の保育所等に再就職する際に必要な費用の貸付けを行ってきた。また、平成30年度からは、保育士の再就職を促す短時間勤務でのトライアル雇用や離職防止に向けた専門家派遣事業を、令和元年度からは、県外学生を対象にしたガイダンスの実施や再就職促進のための県内保育士養成校卒業生への情報提供などの取組みを行っている。
- 県では、保育士確保を図るため、待機児童が発生した市町村に、宿舍借上げに係る事業者負担の一部を補助している。
また、文部科学省及び厚生労働省では、保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等に係る業務のICT化について導入費用の一部を補助している。
- 育児休業取得者数の増加等により、県内の公立小・中・高等学校等の代替講師数は、概ね230人程度で推移している。また、体育、美術等の教員数が少ない科目を中心に代替教員の不足が生じている。
- 全国の公立小・中学校教員の退職者数は、平成30年度をピークに減少する見込みだが、依然として2万人を超える退職者数が見込まれる。県内の公立小・中学校等教員の退職者数は、平成30年度で約300人となっており、数年後まで同程度の退職者数が見込まれる。
- 県教育委員会は、教員の多忙化に対応し、学校教育の質の向上を図るため、令和元年12月に「山形県公立学校における働き方改革プラン」を策定し、4年度までの重点期間中に10本の柱に沿った改革を推進しながら、教員負担の軽減等を図ることとしている。

<課題>

- 児童虐待の通告件数、認知件数が増加する中、児童相談所において、多様化・複雑化している相談ニーズへの対応や子どもの命を最優先にする迅速な対応を行うには、市町村や県警との連携・情報共有の強化、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」による児童福祉司等の新配置基準等を踏まえた職員の増員、研修の強化・充実により、職員の資質向上に努め、相談体制の充実を図る必要がある。また、スーパーバイザー、退職警察官及び退職教員を活用することにより、子どもと保護者を引き離すなどの介入についての迅速な判断につなげるとともに、威圧的な保護者らへの対応力の強化を図る必要がある。
- 発達障がい児においては、早期発見、早期支援が重要であることから、3歳児健診後に発達障がい疑われる子どもに対するフォローや就学前の早期発見のための相談体制の充実が求められる。
- 県立こころの医療センター及び県立こども医療療育センターでは、発達障がいに関する受診希望者の増加により、待機期間が6か月前後と長期化しているため、診療に対応できる医療機関の確保と、診断前からの支援の充実が求められる。
- 平成30年度における県内保育士養成施設の卒業生は、ほとんどが県内出身者であるにもかかわらず、保育施設に就職した者の12.7%が県外に就職している。市部と地方の賃金格差も要因となって、若い保育人材が県外に流出している現状がある。
- 代替教員の不足に対応するため、今後も県内4地区での登録制度や退職教員への積極的なアプローチによる代替教員の確保が重要である。また、退職教員については、教員免許更新が課題になることから、教員免許更新の際の支援等により、退職教員の免許更新を促進する必要がある。
- 公立学校における働き方改革プランを進めていくためには、学校や職員が担うべき業務を明確化・適正化し、業務の削減にしっかり取り組んでいく必要がある。

(2) 若者が活躍できる環境の整備

<提言>

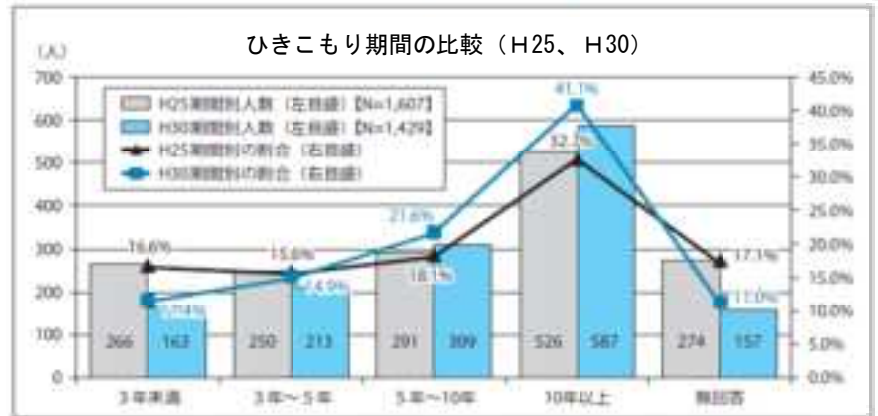
- ① 子どもや若者に国際交流の機会を作り、広い視野と国際的な感覚を持つ人材を育てるため、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020」という。）において県内の多くの市町村がホストタウン登録をしていることや、インバウンドの拡大等を踏まえ、子どもたちの持続的な相互交流を図るなど、海外に目を向けさせる取組み等を推進すること。
- ② 失業したことでひきこもりにつながることから、若者の早期離職を防ぐとともに、就職氷河期世代を含む若者のひきこもり等が長期化しないように、地域若者サポートステーションの県内4か所への設置や訪問支援の充実など、関係機関と連携しながら、社会復帰に向けた取組みを一層推進すること。
- ③ 子ども・若者の自殺対策については、SOSの出し方に関する教育を更に推進するとともに、検索連動型広告やSNS等を活用した相談支援事業の強化を図ること。
- ④ 子どもたちの健康を増進し、地域で様々なスポーツを体験できるよう、総合型地域スポーツクラブなどの環境の充実を図るとともに、地元企業が大会の後援や活動のサポートを行うなど、地域の子ども・若者のスポーツを支えていくための仕組みづくりを検討すること。
- ⑤ 青年リーダーの育成などを通し、学校の枠を超えて取り組む地域青少年ボランティア活動等の地域活動を活性化するとともに、地域の青少年がつながる仕組みづくりを検討すること。
- ⑥ 県内大学等卒業生の県内定着促進のため、山形県若者定着奨学金返還支援事業の対象者を県外出身者まで拡充することを検討すること。

<現状>

- 東京2020において地方公共団体と大会参加国との人的・経済的・文化的な相互交流を図るとともに、グローバル化や地域の活性化等を推進するため、令和元年10月末時点で、県と14市町が15の国・地域を相手国として、ホストタウンに登録されている。
- 県では、令和元年度から、若者の見聞を広げ、国際意識の醸成を図るため、市町村と連携し、若者（18歳以上30歳未満）のパスポート取得を支援し、海外渡航を後押しする事業を実施している。

- 「困難を有する若者等に関するアンケート調査」（山形県子育て推進部）によると、ひきこもり等の状態にある人は、平成 25 年の 1,607 人から 30 年は 1,429 人と 178 人減少しているが、出現率（人口当たりの該当者数）は、0.14% から 0.13% とほとんど変化がなく、依然として相当数の人が、ひきこもり等の状態にある。

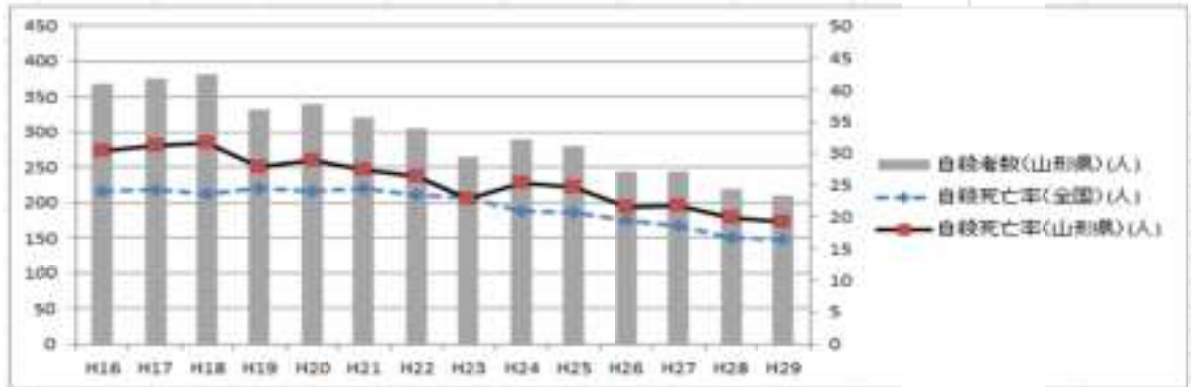
また、ひきこもり期間が 3 年以上に及ぶ人が約 4 分の 3 を占めており、さらに 10 年以上に及ぶ人が 4 割を超えるなど、25 年と比較すると、長期に及ぶ人が増えている。



出典：県子育て推進部「ひきこもり支援ガイドブック」

- 県では、精神保健福祉センター内に自立支援センター「巣立ち」を設置し、ひきこもり支援コーディネーターを配置するとともに、各保健所でひきこもりに対する相談を実施している。また、県内 4 地域 6 か所に、県と民間団体が協働して若者相談支援拠点を設置し、居場所支援、家族支援、体験活動や学習支援などを行い、更に県内 3 か所に設置している地域若者サポートステーションでは、就職意欲を引き出し、就職後の職場定着のバックアップを行っている。
- 厚生労働省発表の新規学卒者の離職状況によると、平成28年3月卒業者の3年以内の離職率は、高校卒で39.2%、大学卒で32.0%となっている。また、平成25年若年者雇用実態調査によると、初めて勤務した会社を辞めた理由（3つまでの複数回答）は、「労働時間・休日・休暇の条件がよくなかった」が22.2%、「人間関係がよくなかった」が19.6%、「仕事が自分に合わない」が18.8%、「賃金の条件がよくなかった」が18.0%となっている。
- 「平成29年就業構造基本統計調査」（総務省）の推計値では、県内の就職氷河期世代（35歳から44歳）は13万3,400人となっている。そのうち約4,600人が非正規雇用を余儀なくされ、また、1,898人が長期にわたり無業となっている。
- 山形県の平成 29 年の自殺者数は 210 人で、前年に比べ 10 人減少し、18 年の 381 人をピークに減少傾向となっている。また、人口 10 万人あたりの自殺者数（以下「自殺死亡率」という。）を見ると、29 年は 19.2 人（全国平均 16.4 人）で全国 7 位と、18 年のピーク時（31.7 人）より減少傾向にあるが、依然として全国平均と比べ高い状況にある。

自殺者数、自殺死亡率の推移



出典：県精神保健福祉センター「平成 29 年 山形県の自殺の現状について」

- 山形県の死亡数を死因別にみると、自殺は11位となるが、10～30歳代で死因の1位、40歳代で2位となっている。

死因別の自殺の状況

年齢階級	第一位				第二位				第三位			
	原因	死亡数(人)	死亡率(%)	割合(%)	原因	死亡数(人)	死亡率(%)	割合(%)	原因	死亡数(人)	死亡率(%)	割合(%)
10歳～19歳	不慮の事故	3	3.0	21.4					悪性新生物	2	2.0	14.3
	自殺	3	3.0	21.4					心疾患	2	2.0	14.3
20歳～29歳	自殺	20	23.8	47.8	悪性新生物	5	6.0	11.9	心疾患	4	4.8	9.5
	悪性新生物	18	18.3	25.0					脳血管疾患	8	8.8	11.1
30歳～39歳	自殺	18	18.3	25.0								
40歳～49歳	悪性新生物	51	37.1	29.1	自殺	35	25.4	20.0	心疾患	24	17.4	13.7
50歳～59歳	悪性新生物	157	111.8	42.8	心疾患	58	41.3	15.8	脳血管疾患	29	20.6	7.9
60歳～69歳	悪性新生物	596	335.3	44.9	心疾患	177	99.6	13.3	脳血管疾患	102	57.4	7.3
70歳～79歳	悪性新生物	949	735.4	35.4	心疾患	323	250.3	13.4	脳血管疾患	223	172.8	9.3
80歳～	悪性新生物	2,191	1,701.4	20.1	心疾患	1,746	1,395.8	16.0	老衰	1,490	1,157.0	13.7
総数	悪性新生物	3,970	390.4	25.9	心疾患	2,342	212.6	15.3	脳血管疾患	1,571	142.6	10.2

※死亡数の「死亡率」の分母は、年齢不詳の人口を含む。

※死亡率は、人口 10 万人あたり。

※「割合(%)」は、年齢階級別の総死亡における各死因が占める割合

出典：山形県精神保健福祉センター
「平成 29 年 山形県の自殺の現状について」

- 県では、平成 30 年 3 月に「いのち支える山形県自殺対策計画」を策定し、自殺死亡率を 27 年の 21.7 人から 38 年に 15.0 人以下にする数値目標を定めている。また、子ども・若者の自殺対策については、学校におけるいじめ対策、SOS の出し方に関する教育の推進、社会生活を営む上で困難を有する若者に対する支援等に取り組むこととしている。
- 県内全市町村に 65 の総合型地域スポーツクラブ(平成 30 年:会員数 19,834 人)が設置されており、子どもから大人まで、また高齢者や障がいのある方を含めすべての人が様々なスポーツを楽しむことができる活動の場となっている。
- 子どもにとって、スポーツは、生涯にわたってたくましく生きるための健康や体力の基礎を培うとともに、人間形成に重要な役割を果たすものであり、幼児期から運動に親しむことは非常に重要である。

- 県では、平成21年から「山形県スポーツタレント発掘事業（YAMAGATA ドリームキッズ）」に取り組み、この事業で選考された子どもたちの意欲を喚起し、適性や発育発達段階を踏まえた育成プログラムを実施している。その結果、在籍した子どもたちのうち11人（令和元年12月現在）が年代別日本代表として国際大会に出場し、2人が優勝するとともに、国民体育大会において3年連続（平成29年～令和元年）で優勝するなど、本県の競技力向上に大きく貢献している。
- 平成30年度の「山形県公立高校生のボランティア活動実態調査」（県教育委員会）によると、高校在学中にボランティア活動を行った生徒は82.7%（学校の活動76.4%、学校の活動以外34.7%）となっている。また、各市町村や地域で運営され、学校の枠を超えて活動しているYYボランティアは、平成30年12月現在、52団体を数え、中高生785名が会員となっている。
- 山形県若者定着奨学金返還支援事業の認定実績については、平成28年～令和元年（4年間）の地方創生枠400人と市町村連携枠379人に、平成28年～30年（3年間）の産業団体等連携枠34人を加えた合計813人（令和元年12月20日現在）が認定されている。
- 平成30年度における県内4年制大学卒業生の県内就職率は29.2%（令和元年5月31日現在）であり、短期大学卒業生を含めても、36.1%にとどまっている。

平成30年度県内の大学卒業生の就職状況

区分	就職者	県内		県外	
		就職者	割合	就職者	割合
大学(6大学)	1,870	546	29.2%	1,324	70.8%
短大(3短大)	434	286	65.9%	148	34.1%
計	2,304	832	36.1%	1,472	63.9%

出典：県総務部作成資料（令和元年5月31日現在）

(参考)

区分	入学者のうち 県内出身者の割合
大学(6大学)※1	31.6%
短大(3短大)※2	69.1%

※1:27年度入学生 ※2:29年度入学生

出典：県総務部作成資料

<課題>

- 平成30年5月1日現在の全国の外国人留学生の数は約30万人に対し、山形県への留学生数は全国45位の293人に留まるなど、外国人と接する機会が少ないことから、グローバル社会に対応するためには、山形県の子どもや若者の国際交流の機会を増やす必要がある。
- ひきこもり期間が長期に及ぶと、社会復帰がますます困難になるため、早期の社会復帰のための支援が必要であり、県内4地域、6か所の若者相談支援拠点が安定した運営を行い、活動をより充実させるためには、運営者の財政基盤の強化が求められる。また、地域若者サポートステーションを県内4か所に設置するなど、ひきこもり等の人により相談しやすい体制づくりが必要である。

- 近年、インターネットやSNSの普及により、自殺をほのめかしたり、自殺関連の検索をすることも容易な状況にある。一方、若者は自発的には相談しない傾向があると言われていたことを踏まえ、検索連動型広告や若者が相談しやすいようSNS等の活用を図っていく必要がある。
- 小学校低学年のうちから様々な競技を体験することにより、適性の考慮、体力の向上及び人間性を培うことにつながるため、様々な競技を体験できる環境が求められる。一方で、総合型地域スポーツクラブの数に近年大きな変化はないが、住民の求めるニーズの多様化により会員数が伸び悩み、自己財源の確保や人材不足など運営基盤の弱さが課題である。
- 各地を転戦するなど、スポーツのトップレベルで活躍し続けるためには、多額の費用が必要である。アスリートの将来的な県内回帰などを見据え、愛郷心を醸成し、県や市町村だけではなく、地元の中小企業や地域住民とも連携した支援が求められる。
- 高校在学中にボランティア活動を行った生徒の割合は増加傾向にあり、高校生同士の横のつながりは強くなっているが、卒業後の取組みや縦のつながりが弱いことから、世代を超えた地域活動の活性化が求められる。
- 山形県若者定着奨学金返還支援事業は、県内の高等学校等の卒業生が対象であり、県外出身者は対象となっていない。
山形大学入学者の県外出身割合が7割を超えるなど、県内の大学等で学ぶ県外出身者が多いことを踏まえ、より多くの人材が本県に定着するよう取り組む必要がある。

提言2 県民のいのちと暮らしを守る防災減災・県土強靱化対策の推進

(防災減災・県土強靱化対策)

(1) 頻発化・激甚化する自然災害に備えた防災・減災対策の推進

<提言>

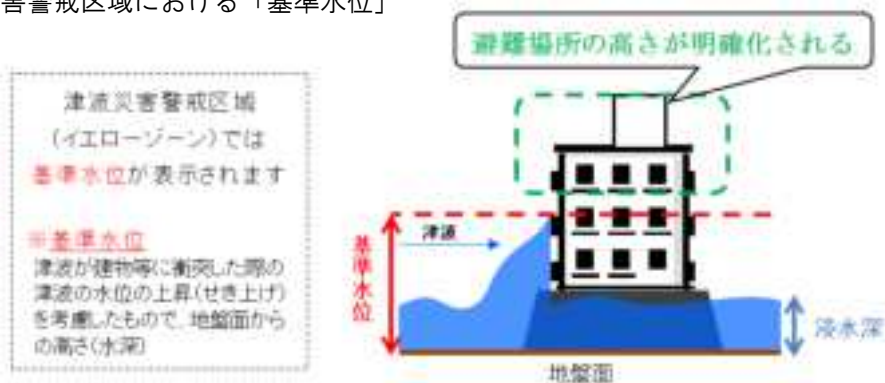
- ① 河川の氾濫等による洪水浸水被害の防止に向けて、河川管理施設等の整備と河川の流下能力の維持・向上を着実に進めるとともに、住民自らの避難行動につながる情報提供の充実を図ること。
- ② 災害時における停電や、道路閉塞による復旧活動阻害の防止に向けた無電柱化を推進するとともに、避難所となる公共施設等への自立・分散型電源の普及・拡大を進めること。
- ③ 地震、津波、洪水など災害種別に応じた安全な避難誘導や災害弱者にも配慮した災害情報の確実な伝達手段の確保に向けて、市町村と連携して取り組むこと。

<現状>

- 近年の気候変動に伴う記録的な集中豪雨が頻発するなか、県は、平成31年3月、概ね10年間の河川・砂防政策の将来像を共有するため「やまがた水害・土砂災害対策中期計画 2019～2028」を策定し、ソフト・ハード対策を一体的、総合的、計画的に推進することにより「犠牲者ゼロ」および「経済損失の軽減」を目指して各種施策を実施していくこととしている。
- 県は、平成30年8月の豪雨において、最上・庄内地域を中心に甚大な被害が発生したことを踏まえ、31年3月、「河川流下能力向上計画」（平成29年3月策定）に新たな選定基準と対策を加えた「河川流下能力向上緊急対策計画」を策定し、堆積土砂・支障木対策、上流部からの土砂流出防止対策を実施し、減災に向けた取組みを進めている。
- 災害の頻発化・激甚化を踏まえ、国は、平成30年に「重要インフラの緊急点検結果」を取りまとめ、特に緊急に実施すべき対策は、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として3か年（平成30年度～令和2年度）で集中的に実施することとしている。
- 県は、平成30年度中に県管理河川の85か所に危機管理型水位計を設置し、平成31年4月より運用を開始している。また、令和元年度中に危機管理型水位計に対応した河川・砂防情報システムの改良を実施するほか、新たに簡易型河川監視カメラの導入を進めている。

- 近年の災害の激甚化・頻発化等を背景に、国は、平成26年に「無電柱化の推進に関する法律」を制定し、同法に基づき策定した「無電柱化推進計画」と「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を合わせて3年間（平成30年～令和2年）で約2,400kmの無電柱化を進めることとしている。
- 県においても、電柱の倒壊防止のほか安全な歩行空間、良好な景観の創出に向けて無電柱化を推進し、特に都市災害の防止を目指し緊急輸送道路の無電柱化に重点的に取り組み、平成30年度末の整備延長は64kmとなっている。
- 県は、災害リスクに対応し、エネルギーの安定した供給基盤を構築していくため、それぞれの地域特性に応じた電源・熱源を利用した分散型のエネルギー供給体制を整備するとともに、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入の促進に取り組んでいる。
- 県は、津波被害の防止に向けて、平成31年3月に遊佐町の沿岸部において津波災害警戒区域を指定するとともに、津波から避難するうえでの有効な高さの想定に資する「基準水位」を公表した。加えて、令和元年度より指定市町が実施する避難誘導案内標識設置に対する助成を行っている。

津波災害警戒区域における「基準水位」



出典：県防災くらし安心部作成資料

<課題>

- 平成30年8月の豪雨、令和元年台風第19号による被害など、県内においても頻発化、激甚化する自然災害に対応する遊水地も含めた河川管理施設等の整備、流下能力向上対策を着実に実行していくことが必要である。
- 河川増水時に住民の自発的な避難行動につなげるためには、いつでも、どこでも河川情報にアクセスできるよう、危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラを活用した情報提供の充実を進めるとともに、スマートフォン等に対応したシステムとするなど、利便性の向上を検討する必要がある。

- 平成30年台風第21号、令和元年台風第15号において、電柱等の倒壊により大規模停電や道路閉塞による復旧活動の阻害が発生したことを踏まえ、特に防災の観点から、市町村と連携して緊急輸送道路を中心とした無電柱化の取組みを推進することが必要である。
- 消防庁の調査によると平成30年6月1日現在において、県内4市町村の災害対策本部となる庁舎に非常用電源が整備されていないことを踏まえ、当該市町村への非常用電源の早期整備を働きかけるとともに、停電時の電源確保に向けて避難所となる公共施設等への自立・分散型電源の普及・拡大を推進する必要がある。
- 令和元年台風第19号において、土砂災害警戒区域内に立地する避難所に土砂が流入する事例が発生しており、県内においても土砂災害警戒区域内等に立地している避難所の検証や災害種別に応じた避難所や避難場所の周知について市町村への働きかけが必要である。
- 災害情報の伝達については、地震や豪雨時には停電、電話の不通等のおそれがあり、また、同報系防災行政無線の屋外スピーカは、豪雨時等に聞こえにくいという課題があることから、これらを考慮した複数の伝達手段の確保、災害弱者の事情に応じた戸別受信機の貸与など情報伝達の多様化、多重化による確実な伝達体制の整備に向けた市町村への支援を検討する必要がある。
- 津波災害警戒区域の指定を推進し、実効性の高い避難対策として「基準水位」を踏まえたハザードマップの作成等を促進するほか、令和元年6月に発生した山形県沖を震源とする地震において浮き彫りになった夜間の発災における避難誘導のあり方などの課題を踏まえ、避難誘導案内標識等の充実を図る必要がある。
- 山形県沖を震源とする地震において、鶴岡市では多数の住宅被害が発生したものの、被災者生活再建支援制度の適用基準に該当せず、県と市が協調して独自で支援を行った。今後、自然災害が発生した場合、同制度による救済が被災者に平等に行われるよう、支給対象の見直しに向けた国への働きかけが必要である。

(2) 重層的な交通ネットワークの形成

<提言>

- ① 災害時のリダンダンシーの確保に向けて、関係自治体と連携し地域高規格道路である新庄酒田道路、石巻新庄道路及び新潟山形南部連絡道路の未事業化区間の早期事業化及び事業中区間の整備促進を図ること。
- ② 冬期の交通障害が多発している国道47号、48号、112号、113号の整備促進に向けては、重要物流道路制度を契機とした「新たな広域道路交通計画」の策定において、物流拠点とのアクセス強化等と関連付けた広域交通ネットワークを検討すること。
- ③ 山形新幹線の安全・安定輸送を確保する抜本的な防災対策として、福島～米沢間のトンネル整備の事業化に向けて、フル規格新幹線サイズのトンネル断面への対応など具体的な整備のあり方や財源スキームについて早期に取りまとめ、東日本旅客鉄道株式会社との協議を積極的に進めること。また、国に対し財政支援を働きかけること。

<現状>

- 県内の高速道路整備は、平成31年4月に東北中央自動車道「南陽高島 I C～山形上山 I C」間が開通し、南東北3県の県都が高速道路による環状ネットワークで結ばれたほか、令和2年度までに日本海沿岸東北自動車道「酒田みなと I C～(仮称)遊佐比子 I C」間の開通が予定されている。
- 県内の地域高規格道路整備は、平成31年度に国道113号新潟山形南部連絡道路「小国道路」が新規事業化されたほか、令和元年9月に国道47号新庄酒田道路(戸沢～立川)が計画段階評価に着手されている。
- 平成30年の道路法改正により「重要物流道路制度」が創設され、31年4月、供用中の道路について重要物流道路(約3万5千km、うち本県839km)及び代替・補完路(約1万5千km、うち本県357km)が指定された。
- 事業中・計画中区間を含めた新たな重要物流道路については、各地域、都道府県において、それぞれ策定する新たな広域道路交通ビジョン・計画を踏まえて指定されることから、計画の策定に向けた検討が進められている。



出典：「山形県道路中期計画 2028」

- 在来線特急の山形新幹線は、大雨、大雪、強風、野生動物との衝突等による輸送障害が多発しており、その約4割が福島～米沢間に集中していることから、平成29年11月、東日本旅客鉄道株式会社より、同区間の防災対策として、全長約23kmの短絡トンネル整備（事業費1,500億円、フル規格新幹線サイズのトンネル断面とする場合は120億円の追加）に係る調査結果が示された。
- 東日本旅客鉄道株式会社の調査結果を受けて、県は、同社とトンネルの早期事業化に向けた整備のあり方や財源スキーム等について検討を進めており、令和元年7月には、新たに福島県との連携による東日本旅客鉄道株式会社への要望活動を実施したほか、同年11月にも国土交通省への要望活動を実施している。

<課題>

- 本県の東北中央自動車道、日本海沿岸東北自動車道は平成30年度までに全線事業化され整備が進められている一方、地域高規格道路は全体の供用率が29%、44%が未事業化区間であり、雨や雪による通行規制が多数発生していることから、これらの早期事業化に向けた調査着手と事業中区間の整備促進に向けて、隣県及び沿線市町村と連携して国への働きかけを強めていく必要がある。
- 平成31年1月に国土交通省が取りまとめた「新広域道路交通ビジョンの中間とりまとめ」（東北）においては、災害時における多重性・代替性を確保するネットワークの構築として、太平洋沿岸と日本海側をつなぐ横軸ネットワークの重要性や冬期通行障害時にも機能する代替路の構築が示されており、本県においては、冬期の交通障害が多発している国道47号、48号、112号、113号の早期整備が求められている。
- 山形新幹線の安全・安定輸送を確保するためには、福島～米沢間の新たなトンネル整備が必要であるが、莫大な事業費を要するプロジェクトであり、防災対策としてトンネル整備の事業化に目途をつけるため、フル規格新幹線サイズのトンネル断面への対応など具体的な整備のあり方や財源スキームについて早期に取りまとめ、国に対し財政支援を働きかけることが必要である。

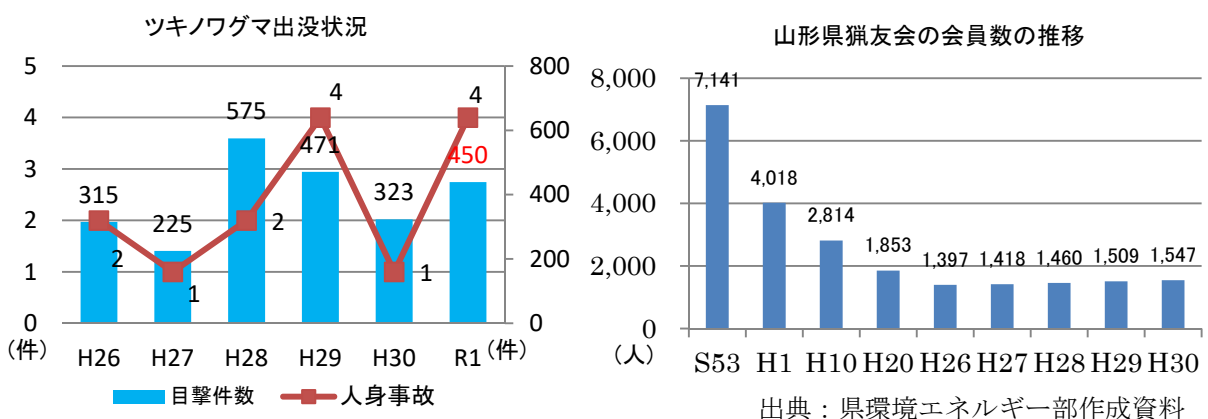
(3) 県民のいのちと暮らしを守る施策の推進

<提言>

- ① クマ、イノシシ等の野生鳥獣による人身被害等を未然に防ぐため、効果的な捕獲に向けた取組みを推進するとともに、大型獣捕獲の担い手となるライフル銃所持者の育成に向けた射撃施設の整備など射撃訓練に係る支援を検討すること。
- ② いわゆる「あおり運転」や高齢運転者の認知機能低下等に伴う危険運転による被害の防止対策を推進するとともに、子どもの交通事故の防止に向けては通学時の安全な歩行空間を確保するため対応を検討すること。
- ③ 特殊詐欺の被害者の多くを占める高齢者に対し、被害の未然防止に向けて、巡回連絡と併せた市町村、地域と連携した普及啓発等の対策を推進すること。

<現状>

- 県内におけるツキノワグマの出没数は近年増加傾向にあり、令和元年の目撃件数が450件と前年（323件）を超えているほか、人身事故件数は4件と過去5年で最も多い状況となっている。また、平成30年度のイノシシの捕獲件数も1,575頭（前年比1.8倍）と過去最多となっている。
- 県内の野生鳥獣の管理を担う一般社団法人山形県猟友会の会員数は、高齢化等により昭和53年度の7,141人をピークに年々減少し、平成26年度には1,300人台まで落ち込んだが、県の新規狩猟者の確保・育成事業等の取組みにより、27年度以降増加に転じ、30年度は1,547人となっている。



- 令和元年11月1日現在、県内における「あおり運転」による重大事故は発生していないものの、1月～9月までの「あおり運転」に関する110番通報件数は350件と、前年同時期の202件から大きく増加するなど、県民の関心は極めて高くなっている。

- 県内の65歳以上の高齢者率（平成30年10月1日時点）は32.9%（全国6位）、高齢者の免許保有率（平成30年12月末時点）は28.1%（全国8位）と、運転者の高齢化率が高い状態にあるほか、平成30年の交通死亡事故総数に占める高齢者の割合も42.9%と、全国平均の27.8%を上回っている。
- 県は、通学路等の安全確保の推進に向け、平成25年3月に「山形県通学路安全確保対策プログラム」を策定。学校関係者、警察、道路管理者が連携して合同点検を行い、歩道整備や即効性のある安全対策に取り組んだ結果、30年度末で法指定通学路の歩道整備率は78.7%まで向上している。

歩道整備例



※（一）長岡中山線（天童市高楯）

安全対策例（路肩カラーリング）



※（一）万世窪田線（米沢市川井）

出典：「山形県道路中期計画 2028」

- 平成30年の県内の特殊詐欺事件の認知件数は、前年と比較して減少したものの、被害金額は増加しており、2019年1月～9月間の高齢者被害は24件、被害金額約1億7千万円と前年の高齢者被害実績（24件、5,700万円）を上回るなど、過去5年間の認知状況に照らしても、特殊詐欺による被害は依然高い水準にある。

特殊詐欺事件の認知状況



出典：県警察「安全・安心やまがた」

<課題>

- 県においては、新規狩猟者の確保・育成事業等の取組みに加え、令和元年度より大型獣捕獲のためのライフル銃購入経費補助事業を創設し、ライフル銃所持者の確保に取り組んでいるが、銃取得後の射撃技術の向上のためには、射撃訓練に係る環境整備が必要である。
- 県内におけるイノシシによる被害は、発生から10年程度しか経っていないことを踏まえ、被害の軽減に向けては、生態や対策についての正しい知識の普及、地域が主体となった対策に加え、「くくりわな」など効果的な捕獲を推進する必要がある。

- 県の道路事情として、山間部の幹線道路（片側1車線の国道等で逃げ場のない道路）が多く、「あおり運転」が発生しやすい環境にあることを踏まえ、「あおり運転」による被害の未然防止に向けて、取締りの徹底、遭遇した場合の対処に関する周知啓発等をさらに推進することが必要である。
- 平成30年中、県内で73名の高齢運転者が運転免許更新時の認知機能検査等の結果免許取消となったほか、ブレーキとアクセルの踏み間違いによる重大事故、死亡事故は高齢運転者が最も多いことから、いわゆる「安全運転サポート車」の普及啓発、運転免許証の自主返納を促すための環境づくり等の高齢運転者対策をさらに推進する必要がある。
- ドライブレコーダーは、県警察において高齢運転者に対する個別指導や「あおり運転」への対応等に活用されており、危険運転の被害防止に向けたさらなる活用を図るとともに、「子どもを守る動く防犯カメラ」としての位置づけも踏まえ、防犯協会等の関係機関に対する働きかけが必要である。
- 歩道の設置には多くの費用と時間を要することから、即効性のある安全対策として路肩のカラーリング等を実施している箇所もあるが、より安全な歩行空間を確保するには、これらの箇所を含めた歩道の計画的な整備など恒久的な安全対策の検討が必要である。
- 県警察においては、特殊詐欺被害防止対策として、平成30年12月から全高齢者世帯を巡回し、「常時留守番電話機能の設定」等の説得活動を実施しているものの、令和元年10月末時点で約4割の世帯が留守番電話設定を行っておらず、対策の更なる浸透に向けては、巡回連絡に加え、出前講座など地域と一体となった取組みを進める必要がある。
- 中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス感染症の発生等を踏まえ、県内における新たな感染症の発生・感染拡大の防止に向けて、国等の動向を注視しながら、県民への迅速な情報提供、必要な注意喚起など関係機関と連携した取組みが必要である。

提言3 交流人口の拡大と人材の育成・確保を通じた産業振興対策の推進

(産業振興・人材活用対策)

(1) 商工業及び農林水産業をはじめとする産業振興の推進

<提言>

- ① 大学関連のベンチャー立ち上げや異業種連携による事業創出を産学官金連携のオール山形で支援し、県内の創業率の向上を図ること。
- ② 将来の起業家の育成のため、高等学校・大学等卒業者の県内定着の促進を図りながら、県内の若者に対する人材育成等の取組みへの支援を引き続き行うこと。
- ③ 県産農林水産物については、SNSの活用、ネーミングやパッケージデザインにこだわった商品開発への支援等により、一層の認知度の向上や販売力の強化に取り組むこと。

<現状>

- 県内の企業数は、平成21年の45,866件から28年においては38,790件と年々減少しており、特に、中小企業の減少率は15.4%となっている。

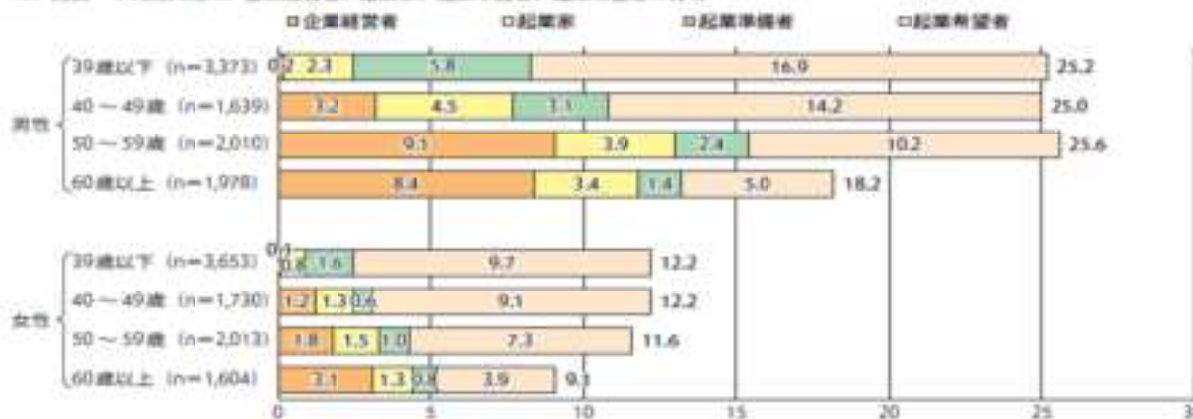
県内の企業数

年	中小企業				大企業		合計	
	企業数 (件)	構成比 (%)	うち小規模企業 企業数 (件)	構成比 (%)	企業数 (件)	構成比 (%)	企業数 (件)	構成比 (%)
H21	45,799	99.9	40,797	88.9	67	0.1	45,866	100.0
H24	42,277	99.9	37,527	88.6	62	0.1	42,339	100.0
H26	40,874	99.8	35,940	87.8	64	0.2	40,938	100.0
H28	38,726	99.8	33,879	87.3	64	0.2	38,790	100.0

出典：中小企業庁「2019年版中小企業白書」

- 男女別・年代別に起業への関心度合いの割合を見ると、起業希望者、起業準備者等の割合は、男女ともに若い年代が高くなっている。また、近年、在学中に起業を希望する学生や具体的に起業準備を行うなど学生の起業への意識が徐々に高まっている。

(2) 男女・年代別に見た、企業経営者、起業家、起業準備者、起業希望者の分布



出典：中小企業庁「2017年版 中小企業白書」

- 大学関連のベンチャー企業の創出については、山形大学における有機エレクトロニクス関連の企業が11社、慶應義塾大学先端生命科学研究so発のバイオ企業が6社となっている。
- 県では、デザインを活用し、農場や集落全体をブランディングすることにより、認知度向上や販売増を図る取組みを支援している。
- 県産農産物等統一キャッチフレーズ・シンボルマークのC I活動と農業県山形の産地イメージにつながる県産農産物等の情報発信に取り組んでいる。また、トップセールスや各種イベントにおいて、消費者等の理解と共感を醸成するコミュニケーションの充実に取り組んでいる。
- 県産農産物については、「つや姫」などの米、さくらんぼ、「ラ・フランス」といった生産量が多い品目を中心として認知度の向上の取組みにより、他産地と差別化が図られている。また、水産物については、「庄内おぼこサワラ」、「天然とらふぐ」、「庄内北前ガニ」などのブランド魚種の創出及び高付加価値化に向けた取組みが行われている。

<課題>

- 山形県の新設法人数の法人数全体に占める割合を算出した創業率は、「昭和創業率」2位、「大正創業率」1位、「明治創業率」1位であったが、「平成創業率」は、40.9%で最下位となっている。（東京商工リサーチ調査）
- 県内高等学校の卒業生のうち、大学等進学者の約7割が県外へ進学し、就職者も含め約半数が県外へ転出していること、また、県内4年制大学の卒業生の県内就職率は30.2%に留まるなど、起業を希望する若者が、県内において起業したいと思えるよう関係機関と連携し取り組んでいく必要がある。
- ぶどう、りんご、すいか、えだまめ、そば等の県産農林水産物のブランド価値について、それぞれの品目のターゲットとする消費者や生産・販売量に応じて、戦略的に認知・向上・維持させる必要がある。

(2) 交流人口拡大に向けた取組みの推進

<提言>

- ① 体験型観光などの「コト消費」を行う訪日外国人は、地方部への訪問率が高い状況を踏まえ、格安航空会社による県内初の定期便や仙台空港の国際定期便を活用した観光周遊ルートを構築し、県内へのインバウンド誘客のさらなる拡大を図ること。
- ② 東京 2020 のホストタウン事業等を活用し、大会前からの交流をはじめ、大会後においても相互交流の活発化及び地域振興を図ること。
- ③ 東京 2020 を契機として、本県の様々な観光資源やスポーツ資源の有する価値を最大限に活用し、東北各県と連携を図りながら国内外に向けて一層発信して、交流人口の拡大を図ること。

<現状>

- 平成 30 年の外国人旅行者の県内受入数は、積極的な誘客プロモーションやチャーター便の運航などにより、約 25 万 2 千人と、前年に比べ約 6 万 2 千人増、率にして 132.3%と、過去最高を更新した。特に、チャーター便の運航や各種プロモーションの成果が現れた台湾については、大幅に増加したほか、隣県等と連携した広域周遊プロモーションの成果により、中国やタイの伸び率が高くなっている。

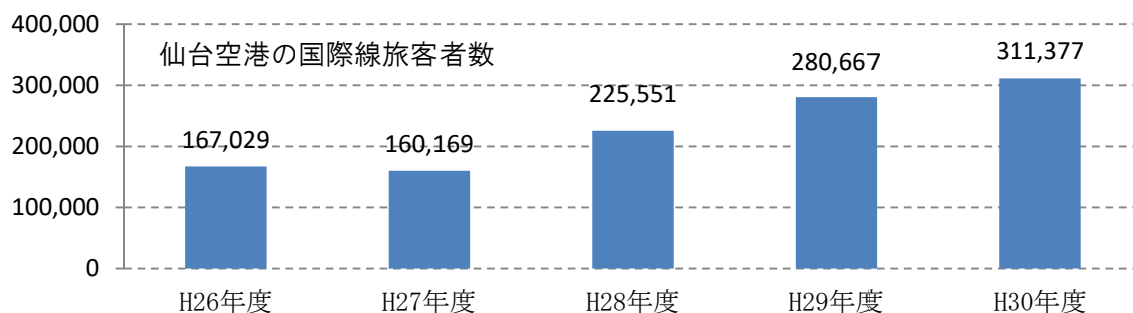
本県の外国人旅行者受入数

(単位:人)

年(1-12月)	外国人旅行者受入数					
	うち台湾	うち韓国	うち香港	うち中国	うちタイ	
H29	190,639	107,036	17,598	9,238	11,521	6,005
H30	252,289	136,565	13,494	12,108	16,422	9,858
前年比(H30/H29)	132.3%	127.6%	76.7%	131.1%	142.5%	164.2%

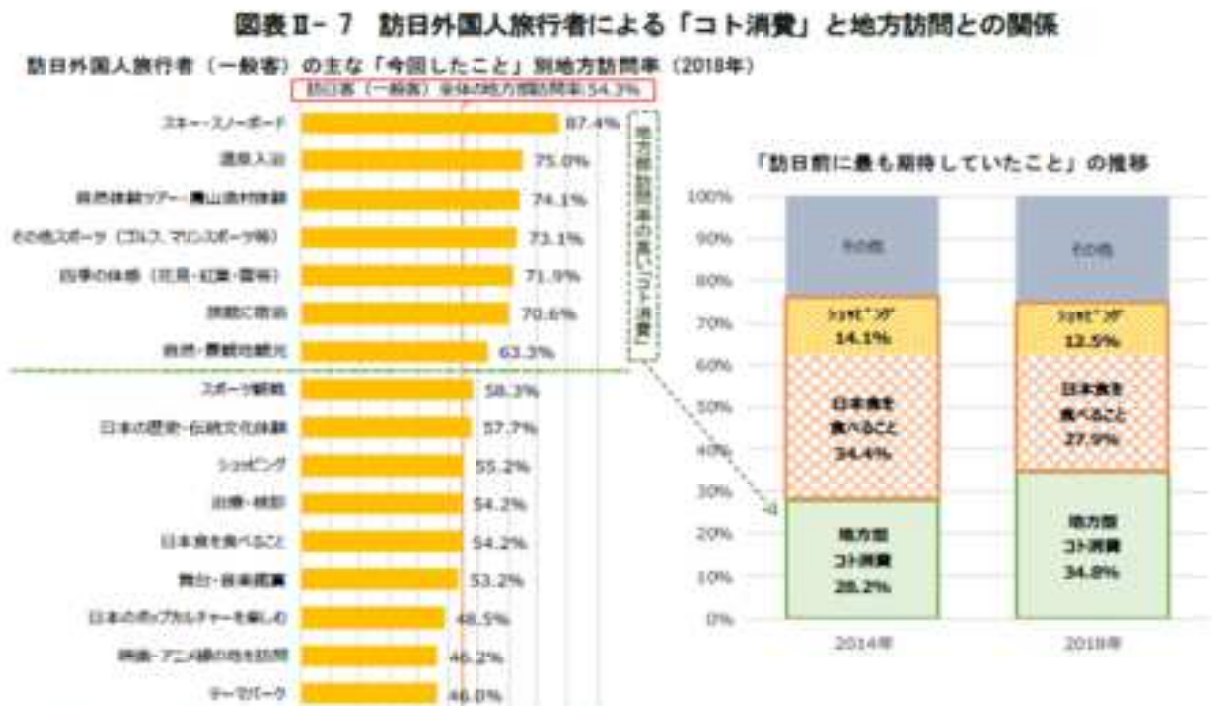
出典：県観光文化スポーツ部「山形県観光者数調査」

- 本県では、庄内空港と日本最多の国際線を有する成田空港とを結ぶ格安航空会社の定期便が令和元年 8 月から就航している。また、平成 30 年度の国際線旅客者数が 30 万人を超える隣県の仙台空港は、ソウル、北京、上海、台北に、加えて 10 月末にバンコク、さらには 11 月から大連とも結ばれるなど、これまでになく海外との行き来が盛んになってきている。



出典：国土交通省「空港管理状況調査」

- 体験型観光など、いわゆる「コト消費」を行う訪日外国人旅行者ほど地方部への訪問率が高くなっており、「スキー・スノーボード」で87.4%、「温泉入浴」で75.0%と、全体の地方部訪問率である54.3%を大きく上回っている。「訪日前に最も期待していたこと」が「地方型コト消費（地方部訪問率が60%を超える「コト消費）」であった外国人旅行者の割合は、平成26年の28.2%から30年の34.8%へと高まってきている。



資料：観光庁「訪日外国人消費動向調査」に基づき観光庁作成
 注1：三大都市圏とは、「東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪、京都、兵庫」の8都府県を、地方部とは三大都市圏以外の道県をいう。
 注2：それぞれの選択数について、「今回したこと」として選択した訪日外国人旅行者のうち、地方部を訪問した人の割合。
 注3：「今回したこと」として選択した訪日外国人旅行者の地方部訪問率が60%以上となる項目を「地方型コト消費」として分類した。

出典：観光庁「令和元年版観光白書」

- 東京2020の開催に向け、地方公共団体と大会参加国との人的・経済的・文化的相互交流を図るとともに、地域の活性化等を推進するため、令和元年10月末現在、県と14市町が、15の国・地域を相手国としてホストタウンに登録されている。
- 平成29年に、訪日経験者を対象にスポーツ庁が行った「スポーツツーリズムに関する海外マーケティング調査」によれば、調査対象国を問わず、日本で経験してみたい『する』スポーツツーリズムとしては「スノースポーツ・スノーアクティビティ」や「登山・ハイキング」等、『観る』スポーツツーリズムとしては「武道」や「スノースポーツ」等への支持が多かった。

<課題>

- 訪日外国人旅行者の地方部への訪問ニーズが高まる中、県内空港における台湾との国際定期チャーター便の通年運航や、仙台ーバンコク便の再開、仙台ー台北便の増便等でさらなる増加が見込まれる外国人旅行者について、広域連携による県内への誘客を促進していくことが重要である。

- ホストタウン登録により生じた相手国との縁を一過性のもので終わらせることなく、大会後においても末永く相互交流を深めていくことにより、交流人口を拡大し、地域振興を図っていくことが必要である。

- 本県は、『する』スポーツツーリズムとして、世界の蔵王や月山夏スキーなど、世界に通用するスノースポーツの拠点や、日本百名山六座をはじめとする山岳観光資源を有している。また、『観る』スポーツツーリズムとして、「F I S スキージャンプワールドカップレディース」の開催や、欧米をはじめとする外国人に訴求力の高い村山市の居合道などの素材を有している。さらに、Jリーグ及びBリーグのプロスポーツチームが所在し、年間を通じて交流人口の拡大が図られるスポーツツーリズムの素材を提供しているが、今後は、こうした本県のスポーツ資源の有する価値を国内外に向けて一層発信していく必要がある。

(3) 産業人材の育成と確保に関する取組みの推進

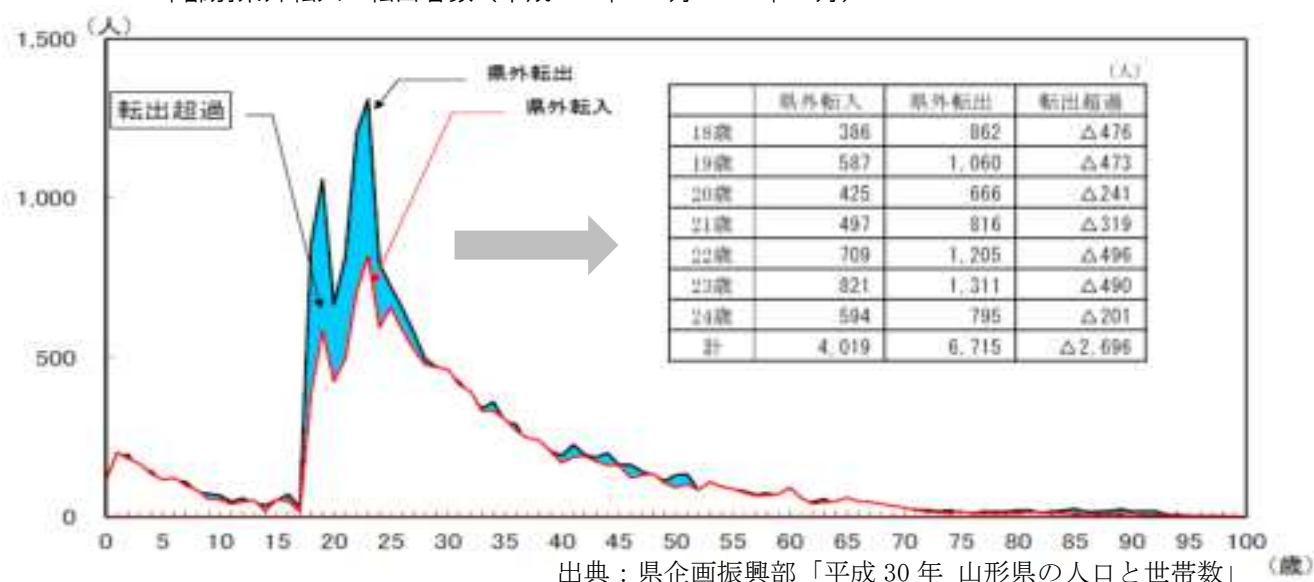
<提言>

- ① 新規学卒者の県内定着や早期離職の実態を踏まえ、小中学生に対して地元企業の魅力を伝える職場体験・見学や講演会の実施など、キャリア教育をより一層充実させること。また、高校生に対して現場実習やそれぞれの職業に従事する上で必要な知識・能力等を習得するための職業教育をより一層充実させること。
- ② 地域建設業における高齢化及び担い手不足に対応するため、働き方改革を推進するとともに、設計労務単価の地域間格差解消や施工時期の平準化を図ること。また、若手大工育成支援プログラムの制度を拡充し、雇用主に対する新たな補助制度を創設するなど、大工技能者等の新規入職の増加及び離職防止対策の拡充を図ること。
- ③ 県内の産業別・業種別の外国人労働者の実態を把握するとともに、外国人総合相談ワンストップセンターにおける相談内容や事業所側のニーズを踏まえ、適切に対応すること。

<現状>

- 県外転入、転出の状況を年齢別にみると、高等学校や大学等の卒業や就職を迎える若者の転出超過が目立ち、平成29年10月から30年9月までの18歳から24歳までの転出超過数は2,696人となっている。

年齢別県外転入・転出者数（平成29年10月～30年9月）



- 平成31年3月における県内高等学校の卒業生の進路は、大学等進学者の69.2%、専修学校等進学者の61.1%が県外に進学するなど、高等学校卒業生全体では、52.0%と半数以上が県外へ転出している。

県内の高等学校(全日制課程・定時制課程)卒業生の進路(平成31年3月)

(単位:人)

区分	人数	うち県内	
		うち県内	うち県外
大学等進学者(大学、短期大学等)	4,390(44.6%)	1,352(30.8%)	3,038(69.2%)
専修学校等進学者(専修学校、公共職業能力開発施設等)	2,361(24.0%)	919(38.9%)	1,442(61.1%)
就職者	2,934(30.0%)	2,291(78.1%)	643(21.9%)
その他	164(1.7%)		
計	9,849	4,562(46.3%)	5,123(52.0%)

出典：県企画振興部「令和元年度 学校基本調査山形県結果速報」

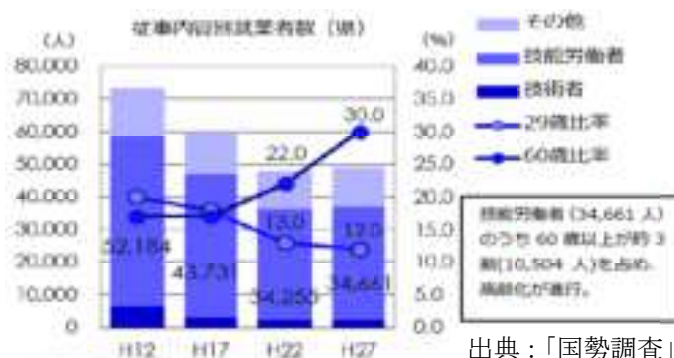
○ 平成25年若年者雇用実態調査によると、初めて勤務した会社を辞めた主な理由は、「労働時間・休日・休暇の条件がよくなかった」、「人間関係がよくなかった」、「仕事が自分に合わない」、「賃金の条件がよくなかった」となっている。

○ 県では、本県の将来を担う人材を育成し、県内定着を促進するため、県立高等学校の農業・水産・工業に関する学科の生徒に対する中長期インターンシップの実施や、各分野のスペシャリストによる講話等を実施している。

また、発達障がいなど特別な支援を必要とする生徒に対しては、外部カウンセラーの派遣による支援や、校内での支援体制を整備するため、教員を特別支援教育コーディネーターに指名し、さらに特別支援教育支援員を配置している。

○ 寒河江市では、令和元年度から、早くから地元への愛着を育むことを目的として、小中学校において、「さがえっこライフデザイン事業」を実施している。受講した児童・生徒からは、「将来は県内で仕事をしたい」、「都会より地元の方が落ち着いて仕事ができそう」などの感想が寄せられている。

○ 県では、建設業従事者の高齢化及び担い手不足が課題となっている現状を踏まえ、建設業における技能労働者の確保・育成に向けた専門工事組合等の取組みに対して支援を行っている。



○ 平成31年度の山形県の公共工事設計労務単価(主要12職種平均)は、隣接県及び首都圏との格差が大きいことから、建設業に携わる労働者の流出が懸念されている。

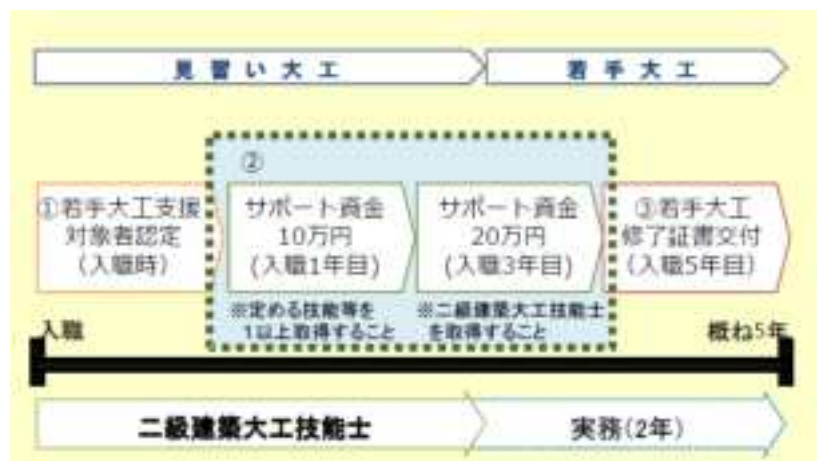
宮城県：23,425円
 首都圏(東京、神奈川、千葉、埼玉)：21,919円
 山形県：20,983円

- 山形県内の住宅建設市場規模は、今後もほぼ横ばいで推移すると見込まれるものの、入職者が少ないことから、大工技能者数は平成7年の11,060人をピークに、27年までの20年間で約半数まで減少し、さらには60歳以上が約5割と高齢化が著しくなっている。



出典：「国勢調査」

- 県では、新規入職者の増加及び入職した大工技能者の離職防止を図るため、大工・工務店に新規入職した若手大工技能者を対象として、「山形県若手大工育成支援プログラム」を実施し、技能習得の支援を行っている。



出典：県県土整備部作成資料

- 山形県内における外国人労働者数は、令和元年10月末時点で4,496人（前年同期比19.8%増）であり、国籍別にみるとベトナムが36.7%、次いで中国が26.2%、フィリピンが11.3%となっている。事業所数は同時期で925か所（前年同期比7.3%増）であり、産業別にみると「製造業」が37.6%、次いで「建設業」が9.4%、「宿泊業・飲食サービス業」が9.1%、「卸売業、小売業」が8.6%となっている。（厚生労働省山形労働局発表）

- 平成31年4月に設置した外国人総合相談ワンストップセンターでの相談件数は12月末で363件となっている。

<課題>

- 県では、小学4年生及び中学2年生向けの参考資料として、「やまがたのものづくりガイドブック」を作成し、地元のものづくりや企業の魅力について紹介しているが、早期離職を防止する上でも、子どもたちの進路選択に生かされるよう、一層のキャリア教育の充実が求められる。

- 本県の将来を担う人材を育成するため、今後も、高等学校等における地域の企業・関係団体と連携した職場体験やインターンシップ等を推進するとともに計画的・系統的なキャリア教育の推進が求められる。
- 地域建設業における担い手確保の観点から、働き方改革を推進するとともに、公共工事設計労務単価については、隣接県及び首都圏との格差を是正する必要がある。
- 山形県若手大工育成支援プログラムにおいて交付されるサポート資金は、入職1年目10万円、3年目20万円であり、大工技能者を確保するためには、サポート資金の増額など、制度の一層の拡充が求められる。
- 大工技能者のうち、20代の77.5%、10代の59.1%が工務店社員であり、若年者ほど企業に社員として雇用されていることから、大工技能者の育成を進める上では、雇用主である企業を支援していくことも必要である。



出典：「平成30年度 大工・職人の実態に関するアンケート調査報告書」
(一社) 木を活かす建築推進協議会

- 外国人労働者や外国人労働者を雇用する事業所については、今後も増加が見込まれ、日本語未習熟によるコミュニケーション不足や生活習慣の違い等によって相談内容も多岐にわたることが想定されることから、相談内容や事業所の外国人材雇用に対するニーズを把握し、適切に対応する必要がある。

(令和2年3月17日議会運営委員会資料)

今後専決処分を必要とする事項

1 予算案件（1件）

- 令和元年度山形県一般会計補正予算（第7号）

2 条例案件（1件）

- 山形県県税条例の一部を改正する条例の制定について

新型コロナウイルス感染症への対応等について

1 感染者の発生状況

(1) 世界の状況 (厚生労働省発表：3月16日正午時点)

感染者数計 [148国・地域] 162,596人
うち死亡者 6,499人

国・地域	感染者	死亡者	国・地域	感染者	死亡者	国・地域	感染者	死亡者	国・地域	感染者	死亡者	国・地域	感染者	死亡者
日本 ※1	829	28	ブラジル	162	0	セルビア	46	0	ドミニカ	11	0	ナイジェリア	2	0
中国	80,860	3,213	アイスランド	161	0	アルゼンチン	45	2	セネガル	10	0	ナミビア	2	0
イタリア	20,603	1,809	香港	148	4	ブルガリア	43	2	ボリビア	10	0	ブルキナファソ	2	0
イラン	13,938	724	フィリピン	140	11	パナマ	43	1	マカオ	10	0	モナコ	2	0
韓国	8,236	75	エストニア	135	0	ペルー	43	0	カンボジア	9	0	スーダン	1	1
スペイン	7,753	288	ルーマニア	131	0	アルバニア	42	1	カザフスタン	8	0	アフガニスタン	1	0
ドイツ	5,426	12	アイルランド	129	2	メキシコ	41	0	ジャマイカ	8	0	ウズベキスタン	1	0
フランス	5,423	127	ポーランド	119	3	パレスチナ	38	0	ニュージーランド	8	0	エスワティニ	1	0
米国	3,244	62	インドネシア	117	5	コロンビア	34	0	ベネズエラ	8	0	エチオピア	1	0
スイス	1,559	13	タイ	114	1	ハンガリー	32	1	ヨルダン	7	0	ガンジー	1	0
英国	1,391	35	インド	113	2	ジョージア	30	0	ガイアナ	6	1	ガテマラ	1	0
オランダ	1,135	20	クウェート	112	0	ラトビア	30	0	ガーナ	6	0	ガボン	1	0
ノルウェー	1,077	1	イラク	110	10	エクアドル	28	2	トルコ	6	0	ギニア	1	0
スウェーデン	992	2	レバノン	110	4	モロッコ	28	1	パラグアイ	6	0	キュラソー	1	0
ベルギー	886	3	エジプト	110	2	コスタリカ	27	0	バングラデシュ	5	0	ケイマン諸島	1	0
デンマーク	875	1	サウジアラビア	103	0	ベラルーシ	27	0	ウルグアイ	4	0	ケニア	1	0
オーストリア	800	1	サンマリノ	92	5	キプロス	26	0	キューバ	4	0	コートジボワール	1	0
マレーシア	428	0	UAE	86	0	アルメニア	23	0	リヒテンシュタイン	4	0	コンゴ共和国	1	0
カタール	337	0	ロシア	63	0	カタール	21	0	ウクライナ	3	1	ジブラルタル	1	0
カナダ	252	1	チリ	61	0	マルタ	21	0	プエルトリコ	3	0	スリナム	1	0
豪州	249	3	ルクセンブルク	59	1	オマーン	20	0	ホンジュラス	3	0	赤道ギニア	1	0
ポルトガル	245	0	台湾	59	1	チュニジア	18	0	アルバ	2	0	セントビンセント	1	0
フィンランド	243	0	ベトナム	56	0	アフガニスタン	16	0	アンドラ	2	0	セントルシア	1	0
チェコ	231	0	スロバキア	54	0	アゼルバイジャン	15	1	カメルーン	2	0	チャネル諸島	1	0
ギリシア	228	4	パキスタン	53	0	北マケドニア	14	0	コソボ	2	0	中央アフリカ	1	0
シンガポール	226	0	南アフリカ	51	0	モルディブ	13	0	コンゴ	2	0	トーゴ	1	0
スロベニア	219	1	ブルネイ	50	0	モルドバ	12	0	ジャージー	2	0	ネパール	1	0
バーレーン	214	0	クロアチア	49	0	リトアニア	12	0	セーシェル	2	0	バチカン	1	0
イスラエル	200	0	アルジェリア	48	4	スリランカ	11	0	トリニダードトバゴ	2	0	ブータン	1	0
												モリタニア	1	0
												モンゴル	1	0
												ルワンダ	1	0
												その他 ※2	712	7
												計	162,596	6,499

※1 うち100人は無症状病原体保有者(症状は無いが、検査が陽性となった者)等
 ※2 国際輸送案件として、日本においてクルーズ船の乗員乗客等のうち712人が陽性と確認された人数

(2) 国内の状況 (厚生労働省発表：3月16日正午時点)

感染者数計 829人 [36都道府県]

都道府県	感染者	都道府県	感染者	都道府県	感染者	都道府県	感染者
北海道	152	神奈川県	53	滋賀県	3	愛媛県	2
宮城県	1	新潟県	17	京都府	17	高知県	12
秋田県	2	石川県	7	大阪府	109	福岡県	3
福島県	2	山梨県	2	兵庫県	82	佐賀県	1
栃木県	2	長野県	4	奈良県	8	長崎県	1
群馬県	6	岐阜県	2	和歌山県	15	熊本県	6
埼玉県	28	静岡県	3	広島県	1	大分県	1
千葉県	31	愛知県	123	山口県	3	宮崎県	1
東京都	96	三重県	8	徳島県	1	沖縄県	3
						その他 ※	21
						計	829

※ 海外在住で一時的帰国して発症した人や外国人等(検疫所職員、空港検疫を含む)
(居住地の精査により減少)

(参考) 退院者数

国内感染者	クルーズ船	計
164	458	622

2 世界保健機関（WHO）及び政府の対応等

（1）WHO

- ・緊急委員会で「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言（1/31）
- ・グローバル危機準備担当局長が「現時点では、新型コロナウイルスは警戒レベルが最高度の世界的大流行を意味する“パンデミック”ではない」と表明（2/4）
- ・新型コロナウイルスの名称を「COVID-19」と命名（2/11）
- ・事務局長が「新型コロナウイルス流行の世界的なリスクについて、『高い』から最高レベルの『非常に高い』に引き上げた」と表明（2/28）
- ・事務局長が「新型コロナウイルス感染症について、“パンデミック”と言える」と表明（3/11）

（2）日本政府

- ・感染症法に基づく「指定感染症」及び検疫法に基づく「検疫感染症」への指定を閣議決定（1/28、施行は2/1）
- ・厚生労働省電話相談窓口（コールセンター）の設置（1/28）
- ・在留邦人の帰国に向け、チャーター機の派遣（1/28～5便）
- ・閣議決定に基づく「新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置（1/30～19回）
- ・閣議了解に基づく入国管理の強化（中国湖北省は2/1～、中国浙江省及び旅客船は2/13～、韓国大邱広域市及び慶尚北道清道郡は2/27～、韓国：慶尚北道慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡、軍威郡、イラン：コム、テヘラン、ギーラーン各州は3/7～、イラン：アルボルズ、イスファハン、ガズヴィーン、ゴレスタン、セムナーン、マーザンダラン、マルキャズィ、ロレスタンの各州、イタリア：ヴェネト、エミリア＝ロマーニャ、ピエモンテ、マルケ、ロンバルディアの各州、サンマリノ共和国は3/11～）
- 出入国管理及び難民認定法に基づき、入国の申請日前14日以内に上記地域に滞在歴のある外国人及び中国湖北省または浙江省において発行された同国旅券を所持する外国人は、特段の事情が無い限り、当分の間入国を拒否。
- 同じく、本邦の港に入港する目的の旅客船で、船舶内において新型コロナウイルス感染症の発生のおそれがあるものに乗船する外国人についても、同様に入国を拒否。
- 中国及び韓国からの入国者に対し、3月9日から検疫所長の指定する場所で14日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請（3/6）
- 中国又は韓国からの航空旅客便の到着空港を、3月9日から成田国際空港と関西国際空港に限定するよう要請（3/6）
- 以下の査証制限措置を3月9日から適用（3/6）
 - ・中国及び韓国に所在する日本国大使館又は総領事館で発給された一次・数次査証の効力を停止
 - ・香港及びマカオ並びに韓国に対する観光目的など90日以内の査証の免除措置を停止 等
- ・新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策を発表（2/13）
- ・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の開催（2/16～4回）
- ・「新型コロナウイルス感染症の相談・受診の目安」を厚生労働省が公表（2/17）
- ・「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」を発表（2/20）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を公表（2/25）
- ・全国的なスポーツ・文化イベント等の今後2週間の中止・延期・規模縮小を要請（2/26）
- ・全国すべての小・中・高・特別支援学校について3月2日からの臨時休業を要請（2/27）
- ・新型コロナウイルス感染の有無を調べる「PCR検査」について医療保険適用（3/6～）
- ・新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）を発表（3/10）
- ・全国的なスポーツ・文化イベント等について、今後概ね10日間程度、中止・延期・規模縮小の継続を要請（3/10）
- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の一部を改正する法律が3月13日に成立（3/14施行）
- ・マスクの転売行為を禁止するための「国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令」が3月10日に閣議決定（3/15施行）

3 本県の体制等

- (1) 県関係各課による「新型コロナウイルス関連感染症対策会議」の開催 (1/24、1/28)
- (2) 副知事を議長とした「新型コロナウイルス感染症に係る対策会議」の設置・開催(1/29)
- (3) 知事を本部長とした「山形県新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置 (2/7)
 - ・第1回本部員会議の開催 (2/10)
 - ・第2回本部員会議の開催 (2/25)
- (4) 知事臨時記者会見の実施
 - ・2月28日、学校における臨時休業等に係る対応を説明
 - ・3月6日、本県の新型コロナウイルス感染症への対応状況について説明するとともに、感染予防の徹底と不確実な情報に惑わされることなく落ち着いた行動をとるよう、県民の皆様にメッセージを発表

4 全国知事会の動き

- (1) 新型コロナウイルス緊急対策本部会議を開催し、学校の臨時休業等に伴う対策の全額政府負担による実施や、学校給食の休止やイベントの中止等に伴う事業者・農林漁業者の減収への補償や支援等をはじめとした緊急提言を決定 (3/5、6)
 - ①新型コロナウイルス感染症対策の医療体制等に関する緊急提言
 - ・N95マスク・手袋・防護服などの医療用資機材について政府による責任ある調達・供給
 - ・感染拡大防止対策に必要なマスクや消毒液など民生用物資の安定供給等
 - ・医療現場で迅速に検査を行う体制の確立や、治療薬の早期開発と治療方法の確立
 - ②新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業等に関する教育及び放課後児童クラブ等に係る緊急提言
 - ・感染状況等に応じた学校再開の基準やこれからの想定スケジュール等の提示
 - ・放課後児童クラブ等の運営にかかる経費への財政措置等
 - ・給食・スクールバス・タクシー業者など関係事業者が生じる損失への補償等
 - ③新型コロナウイルス感染症対策のための学校の一斉臨時休業等に関する地域経済対策の実施に向けた緊急提言
 - ・学校の一斉臨時休業により影響が生じる関係事業者等の資金繰りや収入減に対する支援等
 - ・イベントの中止・延期等により影響が生じる関係事業者への融資制度の弾力的な運用等
 - ・地域経済への影響を最小限に留めるための交付金制度の創設や雇用対策の実施等
 - ④新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に関する緊急提言
 - ・緊急事態宣言の発動の判断基準及び区域設定の考え方の明確化
 - ・国民生活への影響が非常に大きい私権の制限措置の適切な実施に向けた政府の配慮
- (2) 飯泉全国知事会会長（徳島県知事）及び関係常任委員長が政府等への要請活動を実施 (3/5、6)

5 本県の感染症予防等への対応

(1) 医療体制の整備

- ①医療関係者による「新型コロナウイルス感染症医療連絡会議」の開催
 - ・県内の病院を対象とした連絡会議を開催し、情報共有 (2/7)
 - ・患者の受け入れ体制の確認と情報共有を行う第2回会議を開催 (3/4)

- ②市町村等の関係機関による「新型コロナウイルス感染症に係る県・市町村等危機管理連絡会議」の開催
- ・感染が確認された場合に県医師会や県社会福祉協議会、市町村などの関係機関の迅速な対応を確認するための会議を開催（3/6）
- ③衛生研究所における新型コロナウイルスに係る検体の検査
- ・厚生労働省の検査基準に加え、診察した帰国者・接触者外来の医師と保健所長の判断で幅広く検査を実施
 - ・患者の増加に備え、1日当たりの検査件数を増やすため（60検体→80検体）、検査機器を増設予定（3月中旬）
 - ※3月16日現在 116件の検査を実施（いずれも陰性）
- ④感染症指定医療機関等による患者の受け入れ態勢の整備
- ・感染症指定医療機関（県立中央病院、県立新庄病院、県立河北病院、日本海総合病院、公立置賜総合病院）における患者の受け入れ態勢を整備
 - ・既存の指定病床18床を超える患者が発生した場合を想定し、感染者が入院できる病床（150床程度）の受け入れ態勢を確認（3/4）
- ⑤帰国者・接触者外来の設置
- ・厚生労働省方針に基づき、患者を専門の医療機関で確実に診療し、医療機関を発端とした感染症のまん延を防止するため、対応可能な医療機関に「帰国者・接触者外来」を設置
 - ※3月16日現在 13医療機関
- ⑥感染防止資機材の備蓄等
- ・新型コロナウイルスに対応する医療機関用として、使い捨てマスクやガウン、ゴーグル、手袋等を各保健所に備蓄
 - ・保健所における防疫備品（ガウン、ゴーグル等）の追加配備を予定
 - ・厚生労働省から無償配布されたマスクを県内医療機関へ約27,000枚配布予定（3/17～）
- ⑦患者搬送体制の整備
- ・消防機関を対象とした連絡調整会議を開催し、患者発生時の搬送体制等を確認

（2）感染症対策に係る注意喚起等の広報と相談対応

- ①各種広報媒体等を活用した県民の皆様への迅速な情報提供と必要な注意喚起
- ・県ホームページやSNSによる注意喚起及び県内報道機関に対する情報提供（随時）
 - ・県政テレビ（2/16）、県政ラジオ（2/7～）による注意喚起
 - ・生命保険会社やスーパー・コンビニとの協定に基づく注意喚起チラシの配布（2/下旬～）
 - ・臨時の記者会見において知事及び医療統括監より、感染症対策の徹底と医療機関の受診にあたっての注意を喚起（3/6）
- ②県民相談窓口の設置
- ・県庁及び各保健所に電話相談窓口を設置し、県民の皆様や医療機関等からの相談に対応（1/24～） ※3月16日現在 1,829件の相談受付
- ③帰国者・接触者相談センターの設置
- ・厚生労働省方針に基づき、住民の不安を軽減するとともに、患者を専門の医療機関に確実につなぎ、医療機関を発端とした感染症のまん延を防止するため、県内5保健所に「帰国者・接触者相談センター」を設置（2/10） ※3月16日現在 1,384件の相談受付

④医療機関情報ネットワークの多言語対応（予定）

- ・医療機関や薬局の情報を提供する「医療機関情報ネットワーク」の英語対応に加え、新たに中国語簡体字、繁体字、タイ語、韓国語での対応を予定

（3）学校における一斉臨時休業に係る対応

①一斉臨時休業の指示・要請等

（ア）公立学校

- ・学校臨時休業等に係る政府の要請に対応し、県立学校に対し、3月2日から春休みまでを臨時休業とすることを指示。市町村立学校についても同様の対応とすることを市町村教育委員会に要請（2月28日、文書による通知及び知事臨時記者会見を実施）

<各市町村の学校臨時休業の状況>

◆3月2日から【18市町村】

上山市、村山市、東根市、尾花沢市、西川町、大石田町、舟形町、戸沢村、米沢市、長井市、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、鶴岡市、三川町、庄内町

◆3月3日から【13市町村】

山形市、天童市、山辺町、中山町、河北町、朝日町、大江町、金山町、最上町、真室川町、大蔵村、酒田市、遊佐町

◆その他【4市町村】

寒河江市：3月2～4日、新庄市・鮭川村：3月2～3日、南陽市：3月3～4日

- ・県立学校に対し、臨時休業に引き続き春休み（学年末休業・学年始休業）とし、当面の間、これまでと同様に生徒は登校せず、講習や部活動も行わないことを指示。市町村立学校についても同様の対応とすることを市町村教育委員会に依頼（3/12）

（イ）私立学校

- ・文部科学省の通知を踏まえ、各私立高校に対し、臨時休業等を要請（2月28日、文書による通知）
- ・全ての私立高校（全日制）で臨時休業の実施を決定（通信制高校は3月中の登校日なし）

②児童生徒の居場所の確保に係る体制整備

- ・知事と教育長連名により、学校の臨時休業に伴う児童生徒の居場所の確保に係る体制整備（学校の施設の活用や放課後児童クラブでの対応、教員への支援の要請など）について各市町村長・教育長に対して文書により依頼（3/1）
- ・県立特別支援学校へ、学校の臨時休業に伴う幼児児童生徒の居場所の状況把握、福祉事業所等の各種サービスの情報提供、学校施設を活用した柔軟な対応について、文書により検討を指示（3/1）

③子どもを持つ職員・従業員等への配慮に係る企業等への協力要請について

- ・企業等に対し、保護者の休暇取得や在宅勤務、短時間勤務、時差出勤等の配慮を要請（2/28）

④自宅で過ごす児童と保護者に向けた情報提供

- ・「やまがた子育て応援サイト」で、長い時間自宅等で過ごすお子さんと保護者のみなさんに役立つ情報や活用できる動画等のリンクを紹介（3/7～ 随時更新予定）

（4）令和2年度山形県公立高等学校入学者選抜における対応

- ・新型コロナウイルス感染症に罹患した志願者またはその疑いのある志願者が、受検できない状況が生じた場合に受検機会を確保するための特例措置を公表（3/4）

※3月10～11日に実施した入学者選抜において、特例措置の該当者はなし

・合格発表（3/17）については、大型掲示板等による一斉発表は行わず、学校敷地内の複数箇所において「合格者受検番号一覧」の配付をもって実施することを公表（3/4）

（5）卒業式に関する指示・要請等

・県立学校に対し、卒業式は最短の時間で終了するとともに、参加者は卒業生と教職員に限定し、保護者は代表1名とし在校生は必要最小限とすることなどについて指示。市町村立学校についても同様の対応とすることを市町村教育委員会に要請（2/28）

・小中学校の卒業式に関し、県教育委員会は各市町村教育委員会の判断を尊重するものであり、児童生徒の発達段階を踏まえた心情等にも配慮したうえで、適切に対応いただきたい旨を県教育長が記者会見するとともに、各市町村教育委員会に文書により依頼（3/6）

（6）令和2年度県立米沢栄養大学一般入試（後期日程）における対応

・3月12日の一般入試（後期日程）における面接の中止を決定（大学入試センター試験の成績と調査書の内容で可否を決定）（3/5）

（7）イベント等への対応

・県主催のイベント等で一般の方が参加するものについては、感染予防の観点から当面の間、開催の中止や延期を決定（県ホームページ等により周知）

6 本県経済等への影響及び対応

（1）影響

・本県から中国に進出している県内企業（56社）については、多くの企業が操業再開してきているものの、物流の遅延・停滞や従業員が一部確保できないなどの状況がみられ、生産活動が停滞しており、フル操業まで時間を要している状況にある。

・その他の県内企業においては、中国からの部品、原材料等が調達できないことにより、自動車や電子機器関連の企業などで、生産活動の停滞がみられるとともに、中国経済の減速等に伴い受注量が減少する企業が出てきている。

・飲食業、旅館・ホテル等については、政府による不要不急の集まりへの自粛の呼び掛けや学校臨時休業の要請もあり、卒業謝恩会をはじめとする宴会等のキャンセルが相次いでいるほか、新規予約も低調で売上げが大きく減少している。

・学校臨時休業に伴う、スクールバスの運行休止や学校給食の休止により、スクールバス運行請負業者や学校給食請負業者、納品業者、農産物の生産者等に影響が出ている。

・山形空港の伊丹便1往復が需要減退により一時減便（3月12～28日）

・庄内空港の羽田便1往復が需要減退により一時減便（3月9～31日（※28日のみ減便せず通常運航見込み））

・旅行を手控える動きが広がる等、県内の宿泊施設や観光立寄施設、旅行会社では、宿泊や旅行のキャンセルが相次いでいるほか、3月の予約も前年を大きく下回り、売上げの大幅な減少が見込まれている。

・台湾と本県を結ぶ国際定期チャーター便の4月及び5月の運航見合わせとともに、酒田港に寄港予定の外航クルーズ船の寄港が一部中止となっている。

（2）対応

①県の支援策

・山形県商工業振興資金融資制度（地域経済変動対策資金）の対象事象に「新型コロナウイルス」を指定

- ・特に売上げの減少が大きい中小企業者・小規模事業者を対象に、県、市町村、金融機関の負担により、山形県商工業振興資金融資制度（地域経済変動対策資金）を無利子とする制度を創設
- ・政府のセーフティネット保証4号・5号の本県指定により、セーフティネット保証の認定を受けた中小企業者が、商工業振興資金（地域経済変動対策資金）を利用した場合に保証料が無料
- ・「新型コロナウイルスに関する特別金融相談窓口」の設置（2/25～）

※3月16日現在 109件の相談受付

- ・少雪・暖冬対策と合わせ、宿泊クーポンの発行による割引事業を実施
- ・花き産業を応援するため、「花を飾ろう！花を贈ろう！運動」を実施

②学校臨時休業に伴い事業活動に影響が生じる県内企業への対応

- ・「新型コロナウイルスに係る学校臨時休業に伴う緊急経済対応会議」を、知事を議長として3月1日に設置し、同2日及び9日に会議を開催。
- ・「新型コロナウイルスに係る学校臨時休業に伴う特別相談窓口」を商工労働部産業政策課内に設置（3/2～）※3月16日現在 11件の相談受付
- ・県内経済活動への影響を把握し、全国知事会を通して政府への緊急提言を実施

③政府の支援策の活用

(ア) 資金繰り支援（経済産業省、農林水産省）

- ・セーフティネット保証4号（自然災害等）及び5号（業況悪化の業種）を発動し、信用保証協会において一般保証とは別枠で案件に応じて100%保証（4号）または80%保証（5号）保証による資金繰りの支援
- ・日本政策金融公庫による特別貸付と売上げが減少した事業者※への特別利子補給制度による実質的な無利子化
 - ※個人事業主⇒要件なし、小規模事業者⇒売上高▲15%、中小企業者⇒売上高▲20%
- ・危機関連保証を発動し、信用保証協会においては一般保証、セーフティネット保証とは異なる別枠での100%保証による資金繰り支援
- ・商工中金及び日本政策投資銀行による危機対応業務（中小企業に加え、大企業・中堅企業への資金繰り支援）
- ・日本政策金融公庫による衛生環境激変対策特別貸付制度の発動
- ・日本政策金融公庫による農林漁業セーフティネット資金等による資金繰りの支援

(イ) 雇用調整助成金の特例措置の対象事業主拡大（厚生労働省）

(ウ) 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（厚生労働省）

- ・小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金（日額上限8,330円）の創設
- ・個人についても、業務委託契約等に基づき、発注者から一定の指定を受けているなどの要件を満たす場合に、臨時休業した小学校等の子の保護者が就業できなかった日数に応じて定額（4,100円/日）を支援

以上